



足立区子どもの貧困対策実施計画
(平成27年度～平成31年度)



《 表 紙 》

～ 未来へつなぐ あだちプロジェクト～

次代の担い手である子どもたちが生き抜く力を育み、未来へたくましく羽ばたけるよう、施策を通じて応援していくというメッセージを込めています。

【 ロゴ 】

大人と子どもが一緒になり、幹（未来）をつくり、その幹（未来）に色とりどりの花（輝く人生）が咲いていくイメージをロゴにしました。

「未来へつなく あだちプロジェクト」

見えてきた負の相関

当区ではこれまで、治安・子どもの学力・健康寿命の短さ・貧困の連鎖の4つを区のボトルネック的課題、つまりこれを克服しない限り、区内外から正当な評価が得られない抜本的な課題と位置付け、取組みを進めてきました。

お陰様で区内の刑法犯認知件数は、ピークであった平成13年当時と比較して約6割減少しました。さらに、子どもの学力も特に小学校では対策の効果が如実に現れ、健康寿命の増進に関しても糖尿病対策に特化した幅広い取組みを進めるなど、一定の成果が上がり始めました。この3つの課題に取り組む中で明らかになってきたのは、それぞれの課題が独立して存在するのではなく、その根本に横たわる「貧困の連鎖」が共通の原因となって、負のスパイラルが描かれている相関の実態です。

申すまでもなく、貧困対策、特に貧困の連鎖を断つためには区内はもとより、関係諸団体が連携を密に、切れ目なく、かつ早め早めに手を打つことが求められます。これまで様々な所管で別々に実施していた事業を、「未来へつなく あだちプロジェクト」として取りまとめ、施策や事業の全体像を明らかにすることで、縦割りの弊害に陥ることなく、対策を推進していく体制作りが整ったと考えます。

活力ある未来に避けては通れない道

国によると、現在6人に一人の子どもが貧困状態にあり、週に一人の割合で虐待もしくは虐待が疑われる理由で命を落としていると報告されています。しかし残念ながら、こうした厳しい現実をすべての人々が認識しているわけではありません。「今どうして行政が子どもの貧困対策を？」との声をよく耳にすることがその一つの証です。人口減少・超高齢社会が急速に進行している今、未来を担う子どもたちが真に自立して、自らの人生を切り開いていく力を身につけられるかどうかで、足立の未来は大きく変わってきます。一人でも多くの皆様に、施策の重要性、緊急性をご理解いただけるよう情報発信していくことも重要です。

計画策定はあくまで第一歩。成果が目に見えてくるには、まだまだ時間を要するとは思いますが、着実に粘り強く、かつ戦略的対策を打ち続けることが、何よりの近道です。当区が活力にあふれ前進し続けるためにも、本プロジェクトは避けては通れない道筋なのです。

足立区長 近藤やよい

目次

第1章 足立区の子どもの貧困対策の基本理念と取組み姿勢

1	基本理念	1
2	取組み姿勢	1

第2章 足立区子どもの貧困対策実施計画

1	経緯・経過	2
2	計画体系	2
3	計画期間	2

第3章 足立区の子どもを取り巻く現状

1	足立区の人口推計（高齢化・年齢別人口の推計）	3
2	18歳未満の人口と18歳未満の生活保護受給者数	3
3	児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者数	4
4	就学援助率	4
5	全国学力・学習状況調査での平均正答率と全国平均との差	5
6	基礎学力を身につけている児童・生徒の割合等(区の調査)	6
7	区立小・中学校の不登校児童・生徒数	6
8	区内都立高校中途退学者数とその内訳	7
9	早期（満37週未満）に生まれた子どもの割合	8
10	区内の児童虐待相談件数	8
11-1	歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	9
11-2	歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合	9

第4章 子どもの貧困対策の施策の柱立てと指標

1	施策の柱立て	11
2	柱立てと施策	11
3	子どもの貧困に関する指標	13
4	指標の改善について	20

第5章 柱立て・施策別の具体的な取組み

1	柱立て1 教育・学び	22
	(1) 施策1 学力・体験支援	23
	(2) 施策2 学びの環境支援	27
	(3) 施策3 子どもの居場所づくり	31
	(4) 施策4 キャリア形成支援	35
2	柱立て2 健康・生活	38
	(1) 施策1 親子に対する養育支援	39
	(2) 施策2 幼児に対する発育支援	45
	(3) 施策3 若年者に対する就労支援	49
	(4) 施策4 保護者に対する生活支援	51
3	柱立て3 推進体制の構築	56
4	ライフステージ別 主要事業一覧表	61
5	子どもの貧困対策 その他の関連事業	63

資料編

1	子どもの貧困対策の推進に関する法律	65
2	子どもの貧困対策本部・検討部会体制図	68
3	招へい学識経験者プロフィール	69
4	子どもの貧困対策本部・検討会議 スケジュール	71

第1章 足立区の子どもの貧困対策の基本理念と取組み姿勢

1 基本理念

- (1) 全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指します。
- (2) 次代の担い手である子どもたちが「生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指します。
- (3) 子どもの貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けて取り組んでいきます。

2 取組み姿勢

- (1) **全庁的な取組み**
子どもの貧困対策に全庁を挙げて取り組み、横断的・総合的に施策を推進し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備を図っていきます。
- (2) **予防・連鎖を断つ**
住民に最も身近な地方自治体として、子どもの貧困対策を「救う・予防する・連鎖を断つ」の3つの観点から整理し、特に「予防する、連鎖を断つ」に主眼を置いて、真に必要な施策に集中的・重点的に取り組んでいきます。
- (3) **早期かつきめ細やかな施策の実施**
子どもの貧困の実態把握に努め、子どものライフステージに沿って早期かつきめ細やかな施策を実施するとともに、積極的に情報提供を行い、それら施策を必要とする家庭や子どもが確実に利用できるよう、取り組んでいきます。
- (4) **学校をプラットフォームに**
学校を子どもの貧困対策の「プラットフォーム」と位置付け、子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進していきます。
- (5) **リスクの高い家庭への支援**
子どもの健全な成育環境を担保するため、貧困に陥るリスクの高い家庭への重点的支援を推進していきます。
- (6) **NPO等との連携**
子どもの貧困対策に取り組む民間・NPO・地域等に対して様々な支援を行うとともに、団体間の横断的連携の強化を図っていきます。
- (7) **国、都等への働きかけ**
国、都、関係機関に対して、あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求めています。

第2章 足立区子どもの貧困対策実施計画

～未来へつなぐ あだちプロジェクト～

1 経緯・経過

足立区では、区の4つのボトルネック的課題（「治安・学力・健康・貧困の連鎖」）の1つである「貧困の連鎖」については、貧困それ自体よりむしろ、親・子・孫と世代が変わっても貧困状態から脱却できないことが根深い問題であると認識し、その解決に努めてきましたが、全庁的な取組みには至っていませんでした。

そのようななか、国は平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策に取り組んでいく姿勢を示しました。これを契機に足立区においても本格的な取組みに着手するため、平成26年8月に「子どもの貧困対策本部」を設置し、平成27年度には子どもの貧困対策に関する6つの新規事業と3つの拡充事業を実施するとともに、平成27年9月までに子どもの貧困対策についての実施計画を策定することとしました。

更に、全庁的な取組みの強化を図るため、平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置付け、専管組織である「子どもの貧困対策担当部」を設置するとともに、対策本部を再編。学識経験者を招へいした検討会議を開催するなど、実施計画策定に向けて、子どもの貧困対策の基本理念、方針、指標等について様々な視点から検討・研究を進めてまいりました。

2 計画体系

実施計画策定にあたっては、足立区の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を分析するとともに、国が「子供の貧困対策に関する大綱」で定める当面の重点施策を参照しつつ、計画の体系を「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」の3つに大別しました。

3つの柱立てごとに施策を構築し、そのなかで「子ども」に視点を置いた区でなければできない具体的な施策を体系化していきます。

また、独自に指標を設定し、これに基づき施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて見直しや改善を図っていきます。

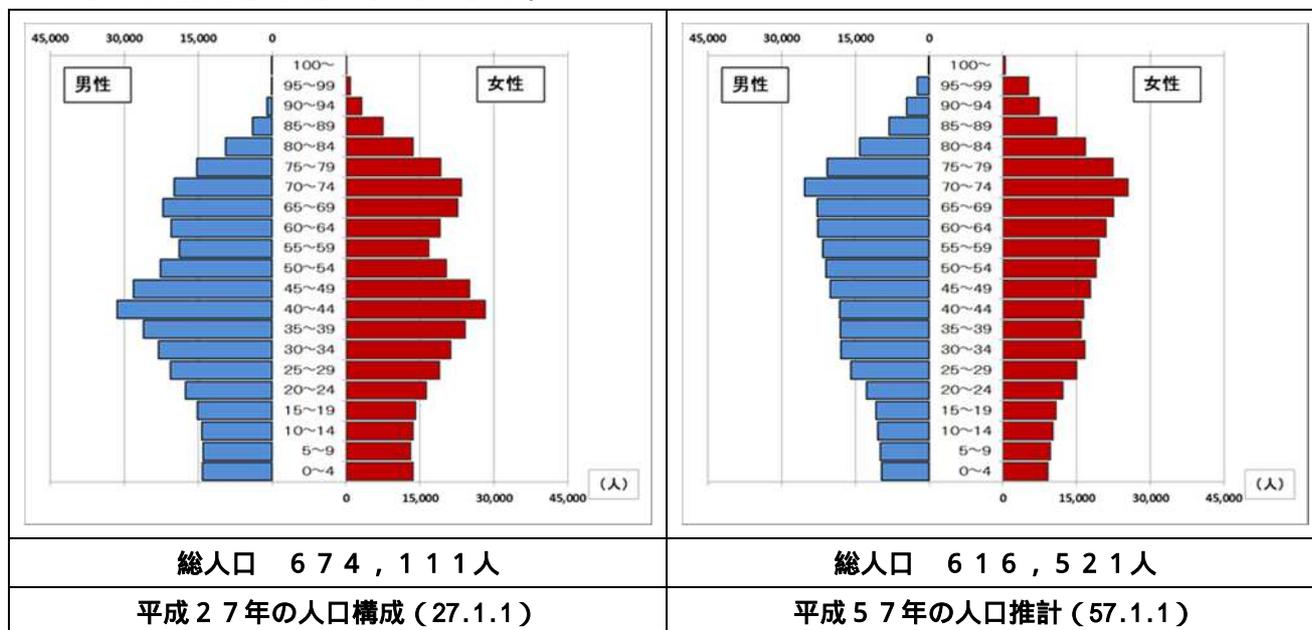
3 計画期間

「子供の貧困対策に関する大綱」が当面5年間（平成26年8月から平成31年8月）に政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されたことに合わせ、本計画についても、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。ただし、中長期的な課題についても視野に入れ、継続的に取り組むこととします。

第3章 足立区の子どもを取り巻く現状

1 足立区の人口推計（高齢化・年齢別人口の推計）

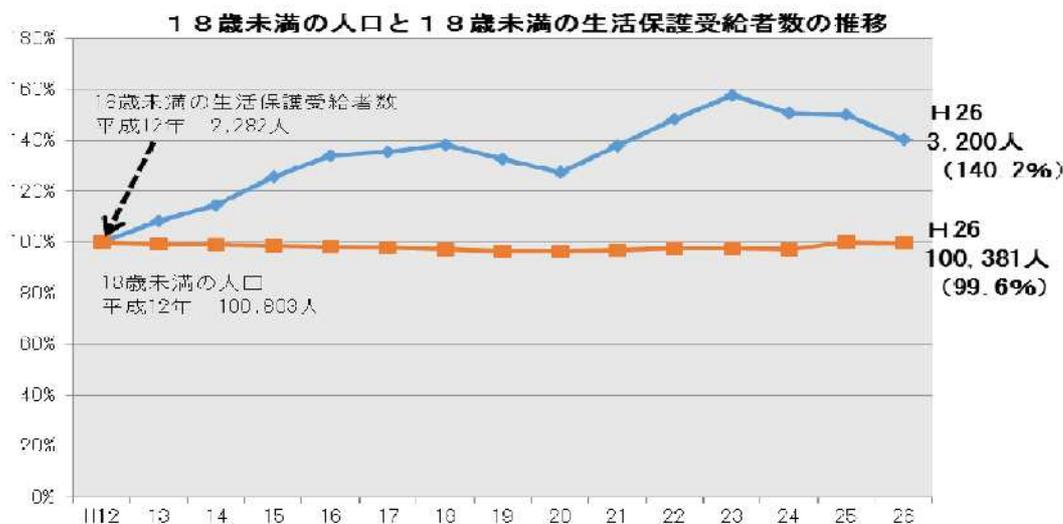
少子高齢化が今後も加速し続け、社会保障制度は「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化する人口構成が予想されています。



(基本構想担当課作成)

2 18歳未満の人口と18歳未満の生活保護受給者数

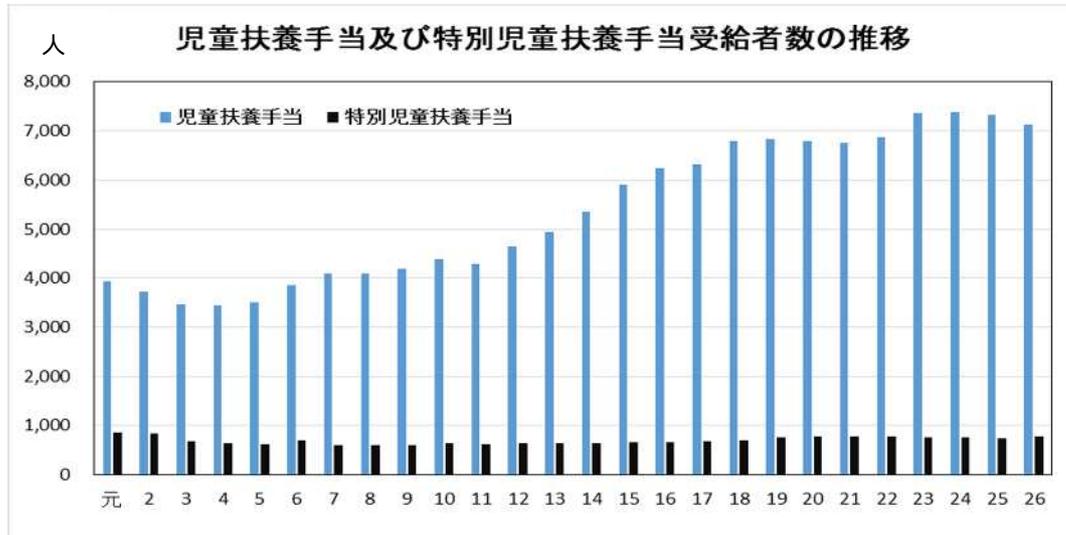
区内の18歳未満の人口は、平成12年以降ほぼ横ばいですが、平成26年の18歳未満の生活保護受給者数は平成12年の1.4倍を超えています。



(生活保護指導課調べ)

3 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給者数

区内の児童扶養手当受給者数（世帯）は、20年前（平成6年）に比べ1.8倍に増加しています（平成6年：3,860人、平成26年：7,133人）。

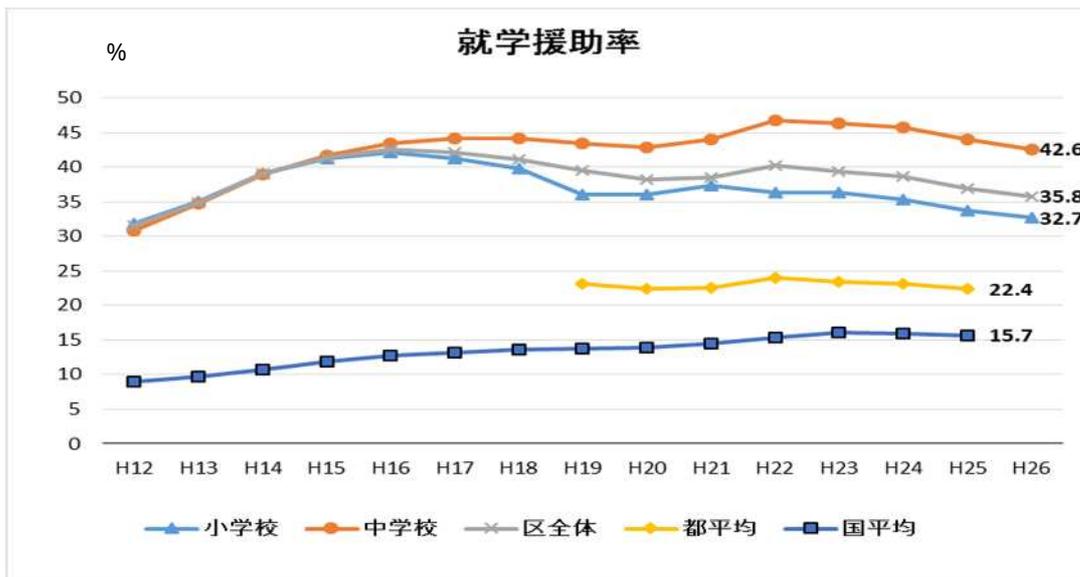


- * 児童扶養手当：離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障がいの程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に支給される手当でH22年8月父子家庭にも支給対象が拡大
- * 特別児童扶養手当：「愛の手帳」1から3度程度、「身体障害者手帳」1から3級程度の状態にある20歳未満の児童の養育者に支給される手当

（親子支援課調べ）

4 就学援助率

区内の就学援助率は、小・中学校ともに国や都の平均値を大きく上回っており、小・中学校全体の平均は国の平均の2.4倍となっています（平成25年度）。



- * 就学援助：経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を援助する制度
- * 国平均及び都平均（H19以降）は文部科学省よりデータ提供 H25まで
- * 就学援助の認定基準は各自治体により異なる。

（学務課調べ）

5 全国学力・学習状況調査での平均正答率と全国平均との差

小学校では、平成26年度に初めて足立区平均が全国平均を上回り、平成27年度には4教科中3教科で全国平均を上回りました。一方、中学校では全教科で全国平均を下回っていますが、4教科中3教科で全国平均との差を少しずつ縮めています。

【 全国学力・学習状況調査の平均正答率と全国平均との差 】

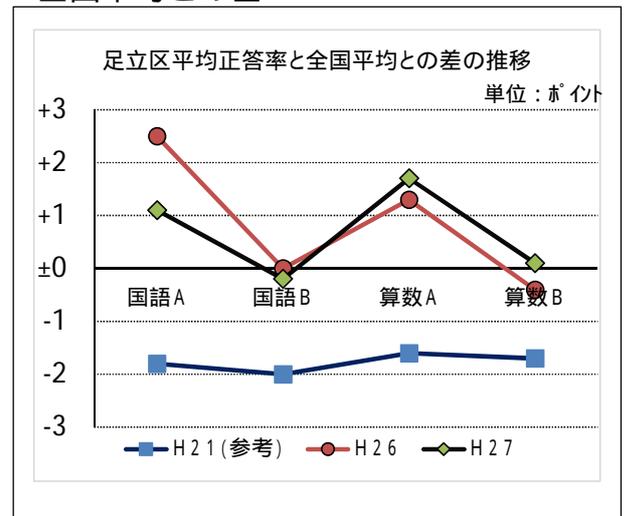
平均正答率（小学校6年生）

単位：%

年度	対象	国語A	国語B	算数A	算数B
H21 (参考)	足立区	68.1	48.5	77.1	53.1
	東京都	71.6	53.6	79.7	58.7
	全国	69.9	50.5	78.7	54.8
H26	足立区	75.4	55.5	79.4	57.8
	東京都	75.5	57.2	79.4	61.2
	全国	72.9	55.5	78.1	58.2
H27	足立区	71.1	65.2	76.9	45.1
	東京都	72.3	66.5	77.4	47.8
	全国	70.0	65.4	75.2	45.0

* 足立区の太字の数値は全国平均を上回ったもの

全国平均との差



平均正答率（中学校3年生）

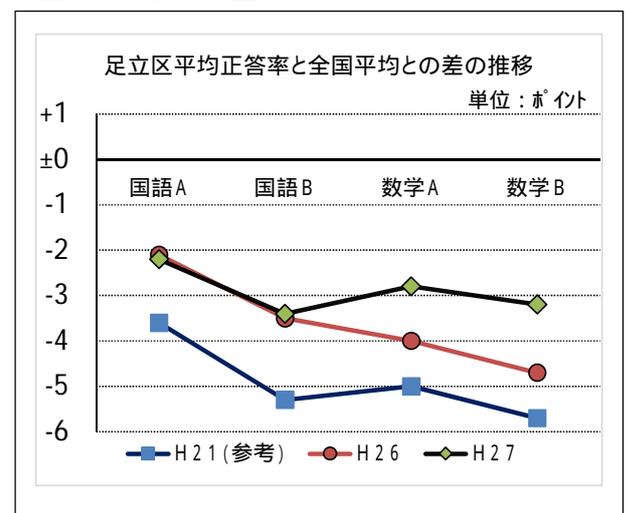
単位：%

年度	対象	国語A	国語B	数学A	数学B
H21 (参考)	足立区	73.4	69.2	57.7	51.2
	東京都	77.0	73.8	62.6	56.8
	全国	77.0	74.5	62.7	56.9
H26	足立区	77.3	47.5	63.4	55.1
	東京都	80.7	53.2	68.8	61.8
	全国	79.4	51.0	67.4	59.8
H27	足立区	73.6	62.4	61.6	38.4
	東京都	77.2	67.0	66.3	44.0
	全国	75.8	65.8	64.4	41.6

* 問題A：主として「知識」に関する問題

* 問題B：主として「活用」に関する問題

全国平均との差



(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

6 基礎学力を身につけている児童・生徒の割合等（区の調査）

小学校の通過率は2教科とも年々上昇し、平成26年度以後は70%を超えています。中学校の平成27年度の通過率は、国語科、英語科は平成26年度より低下しましたが、平成25年度と比較すると3教科とも上昇しています。

- * 目標値：本調査において、前年度の基礎的な内容が定着していれば正答できると期待される値(目標正答率)
- * 全国値：本調査と同一の調査を行った全国の対象者の平均値
- * 正答率：出題数中何問正解したかの割合(正答数÷出題数×100(%))
- * 通過率：目標値以上の正答があった児童・生徒の割合(目標値以上の児童・生徒数÷受検者数×100(%))

足立区小学校全体

	H25				H26				H27			
	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率
国語	70.6	73.7	75.6	68.9	70.5	73.0	76.1	71.2	71.2	73.0	78.2	75.8
算数	71.8	74.9	76.9	70.3	71.7	74.7	80.8	77.7	73.5	75.7	82.6	79.5

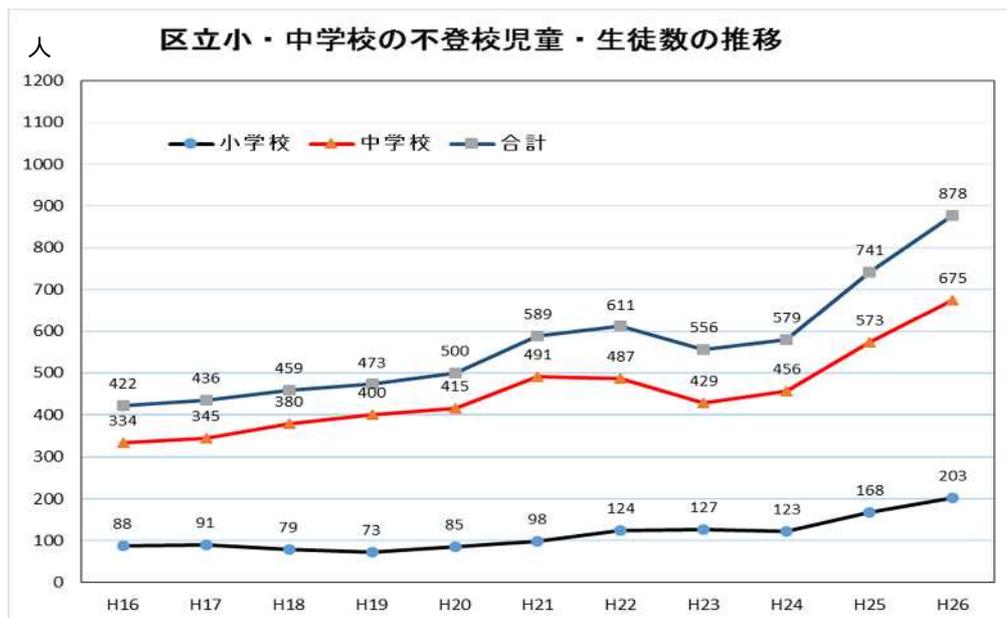
足立区中学校全体

	H25				H26				H27			
	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率	目標値	全国値	平均正答率	通過率
国語	61.8	63.1	63.1	56.8	65.8	69.3	68.2	62.3	65.8	66.6	67.2	57.5
数学	63.8	64.8	61.1	48.9	60.9	61.7	61.4	54.8	62.7	63.6	64.4	56.4
英語	61.6	63.5	57.7	45.7	59.6	60.0	58.9	51.0	62.9	64.1	60.4	48.9

(足立区教育委員会「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」)

7 区立小・中学校の不登校児童・生徒数

不登校児童・生徒数は、小・中学校ともに増加傾向であり、平成16年度に比べて、平成26年度には倍以上となっています。

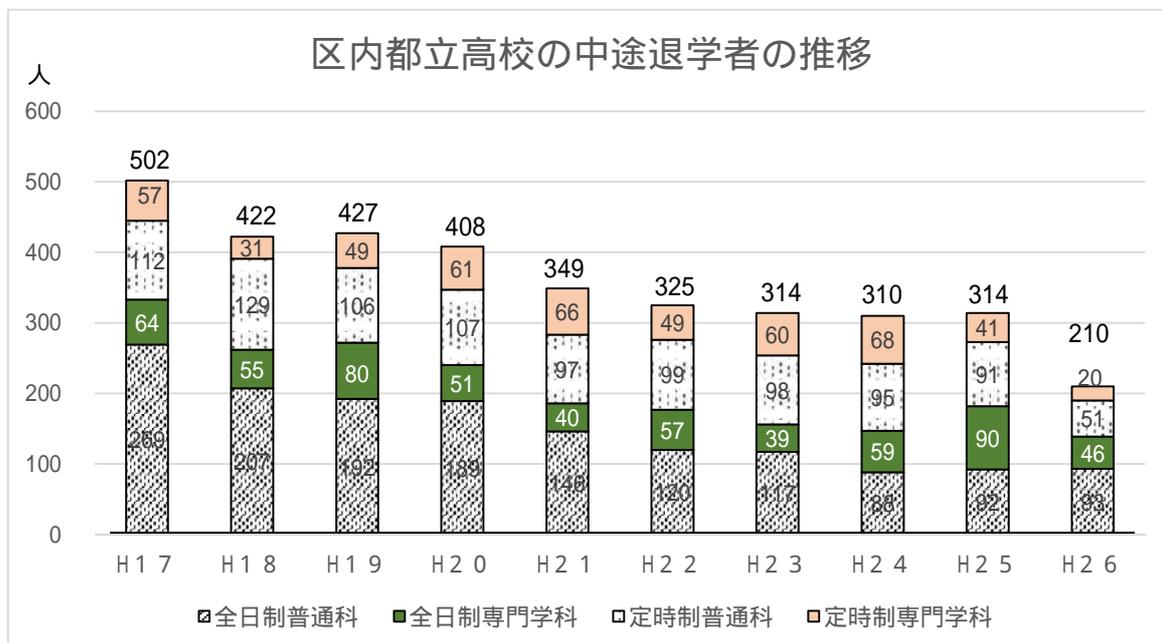


* 不登校の定義：30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあることをいう(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)。

(東京都教育委員会「児童・生徒の問題行動等の実態について」)

8 区内都立高校中途退学者数とその内訳

区内都立高校中途退学者数は減少傾向ですが、23区の中では突出しています。定時制及び全日制専門学科の中途退学者の割合が高いのが特徴となっています。



校種	校数	中途退学者数(人)										
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
全日制	普通科	7校	269	207	192	189	146	120	117	88	92	93
	専門学科	2校	64	55	80	51	40	57	39	59	90	46
定時制	普通科	2校	112	129	106	107	97	99	98	95	91	51
	専門学科	2校	57	31	49	61	66	49	60	68	41	20
合計			502	422	427	408	349	325	314	310	314	210

* 区内にある都立高校でのデータであり、中途退学者には区外からの通学者も含む。

* 全日制専門学科は工業科と商業科、定時制専門学科は商業科。

(東京都教育委員会「児童・生徒の問題行動等の実態について」)

9 早期（満37週未満）に産まれた子どもの割合

早期（満37週未満）に産まれた子どもは、成長のうえでリスクがある とされています。規則正しい日常生活、適切な栄養摂取、禁煙・喫煙の指導等、妊婦への丁寧な支援により、正期産（満37週～満42週未満）に導くことができるとされています。

*平成24年度厚生労働科学研究費補助金による研究事業「低出生体重児保健指導マニュアル」（発行：大阪府立母子保健総合医療センター企画調査部佐藤拓代）では、早産に多い低出生体重児について、「在胎期間別にみるとより未熟な在胎期間で出生した児ほど高率に発育が遅れる」、正期産に近い早産であっても「発達の遅れや神経学的異常の発生率が正期産児より高い」とされています。

【 早期（満37週未満）に産まれた子どもの割合 】

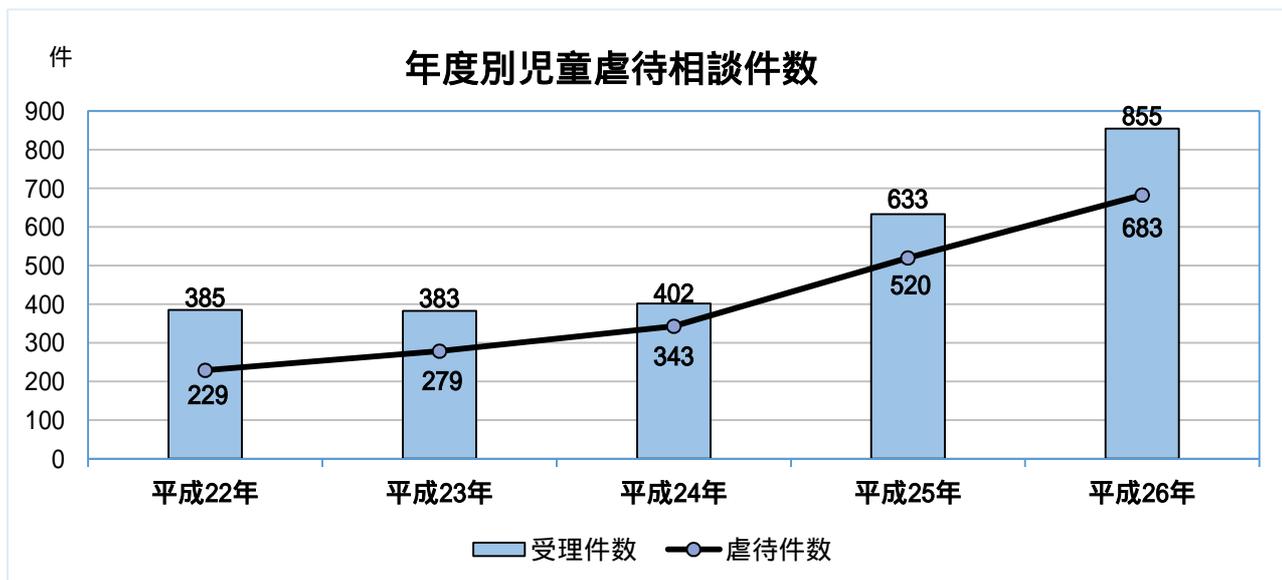
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
足立区	早期(満37週未満)に産まれた割合	5.5%	5.9%	6.0%	5.8%	5.5%	5.7%	6.0%
	総出生数	5,495	5,600	5,503	5,466	5,498	5,358	5,324
	早期(満37週未満)出生数	300	332	328	318	300	306	319
東京都	早期(満37週未満)に産まれた割合	5.6%	5.6%	5.4%	5.5%	5.5%	5.4%	-
	総出生数	106,015	106,613	108,135	106,027	107,401	109,986	-
	早期(満37週未満)出生数	5,926	5,918	5,875	5,821	5,938	5,930	-

* H26 は H27.12.1 現在

(衛生管理課調べ)

10 区内の児童虐待相談件数

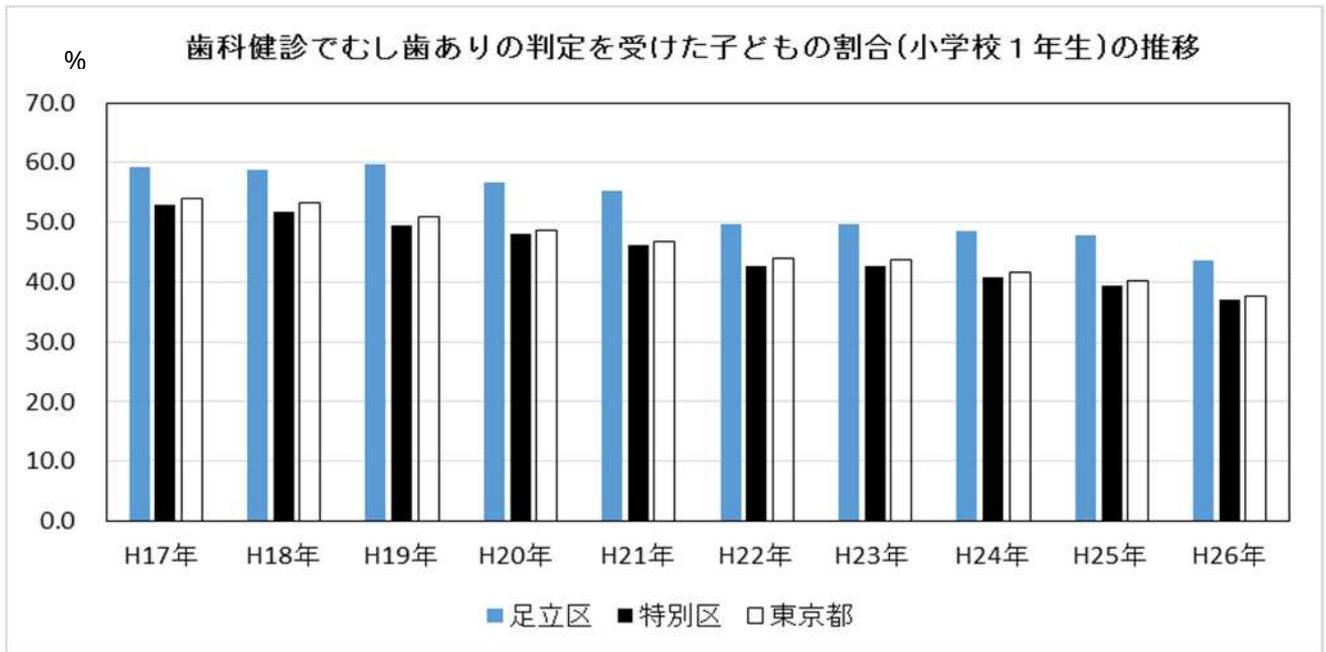
児童虐待受理件数、児童虐待相談件数ともに年々増加しています。



(こども支援担当課調べ)

11-1 歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合

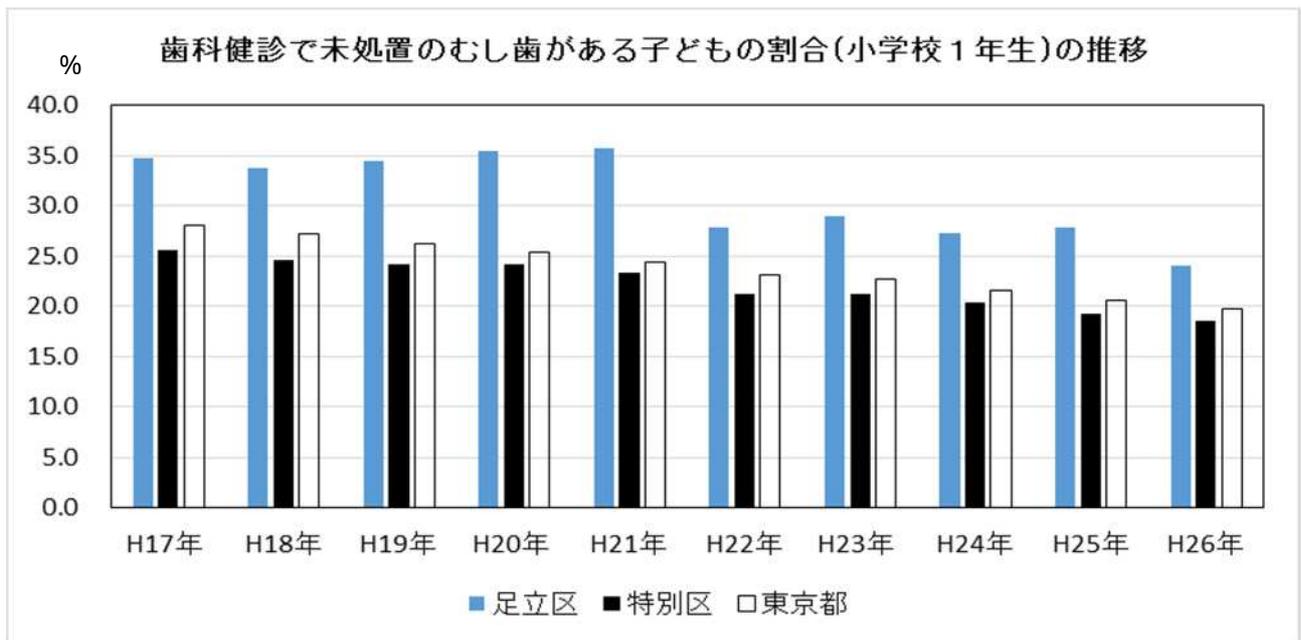
むし歯の判定を受ける子どもの割合は、減少傾向にはありますが、東京都平均、特別区平均に比べるとまだまだ高い傾向にあります（平成26年43.71%）。



(学校保健統計書)

11-2 歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合

未処置のむし歯がある子どもの割合は、減少傾向にはありますが、東京都平均、特別区平均に比べると依然高く、特別区中で最も高い状況にあります。



(学校保健統計書)

《参考》

「子どもの貧困率」について

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合を、「子どもの貧困率」といいます。平成25年度国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、日本の子どもの貧困率は16.3%で、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとしています。

《全国》貧困率の状況

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線（名目値）	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

（平成25年度国民生活基礎調査 抜粋）

* 等価可処分所得とは世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入をいう）を世帯員の平方根で割った値をいう。

* 大人とは18歳以上の者、子どもは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

第4章 子どもの貧困対策の施策の柱立てと指標

1 施策の柱立て～「教育・学び」「健康・生活」「推進体制の構築」～

貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の所得や家庭環境に関わらず、自分の将来を切り開くための「生き抜く力」を身につけることが重要です。このため、第一の柱立てとして「教育・学び」を設定しました。

また、子どもたちが「生き抜く力」を身につけるためには、最低限の経済基盤が保障されたなか、正しい生活習慣のもと身体的・精神的に安定して生活することが重要です。このため、第二の柱立てとして「健康・生活」を設定しました。

更に現状の把握や施策の進行管理、支援とニーズのミスマッチの確認を随時行い、適切な支援をしていくことが重要です。そのためには、支援を行っていく職員一人ひとりが、子どもの貧困問題に対して危機感をもって真摯に取り組むよう、職員の意識啓発に努める一方、国や都に対して施策の要望を行うとともに、広く情報共有を図っていくことが必要となります。また、子どもの貧困対策は行政機関だけでは解決することは出来ません。地域、NPO、民間団体等と連携・協働して取り組む体制を作っていく必要があります。このため、第三の柱立てとして「推進体制の構築」を設定しました。

これら3つの柱立ては、各々独立したものではなく互いに相関し合う関係であり、柱立てに基づき実施される施策は、互いに連携・連動し、相乗効果を生むことを想定しています。

2 柱立てと施策

柱立て1 教育・学び

学校を「プラットフォーム」と位置付け、教育による学力の定着、相談体制や関係機関との連携を含めた学びの環境整備、居場所の確保を図ることで、総合的な子どもの貧困対策を進めていきます。

柱立て2 健康・生活

子どもの貧困の「シグナル」を早期に発見し、適切な支援を行うため、妊娠期から切れ目なく対策を実施していきます。また、貧困のリスクとなる健康格差について、必要な是正を図るとともに、子育て世帯の保護者や高校中途退学者などの若者が孤立せず、社会的に自立できるよう支援していきます。

柱立て3 推進体制の構築

必要なサービスを、必要とする方に着実に届けるため、「つなぐ」シートの活用により、相談機能の連携強化を推進します。また、家庭の生活実態を継続調査により把握し、対策の効果を分析しながら、本計画の見直しに生かしていきます。更に他自治体との連携を進め、国・都への要望や依頼について積極的に活動するとともに、職員をはじめ、地域やN

PO、民間企業などに啓発事業を実施し、子どもの貧困対策の担い手の育成を図りつつ、一体となって取り組んでまいります。加えて、子どもの貧困対策に貢献したいと考えている企業と現場で活動をしているNPO団体等の支援団体とのマッチングを積極的に行うことで連携体制の構築や強化を図り、より効果的で相乗効果を生むような支援活動を進めていきます。

上記3つの柱立てのもと以下のとおり施策を設定しました。

《 柱立て1 教育・学び 》

【施策1】学力・体験支援（関連ページ P23）

全ての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組みを進めるとともに、自然や地域文化に親しむ体験活動や異世代交流を通じて、学びの意欲向上を図ります。

【施策2】学びの環境支援（関連ページ P27）

全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校をプラットフォームとした相談体制の充実や関係機関との連携により支援強化を図るとともに、就学援助等による就学支援、奨学金等による高校進学支援など、学びの環境を整えていきます。

【施策3】子どもの居場所づくり（関連ページ P31）

学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子どもたちに学習の場所を提供します。また、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。

【施策4】キャリア形成支援（関連ページ P35）

社会人・職業人への円滑な移行のために、高校生のキャリア教育を促進します。また、高校の中途退学を防止するために東京都との連携を強化し、情報交換等を行うとともに、中途退学者が無業者やフリーター等にならず、自立した生活を送ることができるよう、学び直しや就労等の支援機関を案内します。

《 柱立て2 健康・生活 》

【施策1】親子に対する養育支援（関連ページ P39）

子育て世帯が孤立することなく子どもを養育できるよう、妊娠届け時から支援を要する世帯を把握し、関係機関と連携して効果的な対策を実施します。

また、親子のふれあいを深める事業などのソフト面だけでなく、保育施設整備などのハード面についても親子を支援していきます。

【施策2】 幼児に対する発育支援（関連ページ P45）

就学前は、子どもの健やかな発育の基盤となる時期です。円滑に小学校教育に移行できるよう就学前教育の充実を図っていきます。また、食や生活の正しい習慣の定着と総合的な発達課題の早期発見と適切な対応を図ります。

【施策3】 若年者に対する就労支援（関連ページ P49）

学校との関係が希薄となった高校中途退学者、高校を卒業したものの無業や不安定就労にある者、青年期・成人期の発達障がい者などの若年者に対し、学び直しや就労を支援することで、社会的な自立を促します。

【施策4】 保護者に対する生活支援（関連ページ P51）

保護者に対し、生活状況に応じた給付事業などの支援を行うとともに、社会的孤立等に陥らないよう、「つなぐ」シートを活用する等により相談機能の連携を強化していきます。貧困率が50%を超えるとされているひとり親家庭に対しては、専門的技能の修得により正規雇用につなげる支援や精神的負担を軽減するための居場所づくりなど重点的に取り組みます。

《 柱立て3 推進体制の構築 》（関連ページ P56）

3 子どもの貧困に関する指標

本計画では、計画の実効性を担保するため、子どもの貧困に関する24の指標を設定し、その数値変化を確認することで、状況を把握するとともに、施策の実施状況や効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図っていきます。

子どもの貧困の要因とそこから生じている課題は、教育機会の確保や生活環境の安定、保護者の就労など多岐にわたり、かつそれらが複雑に絡み合っていることから、各々の指標に対して目標数値を設定することは現時点では、困難だと考えています。

ただし、個別事業単位では、目標数値を設定していきます。

子どもの貧困に関する指標 一覧

* 指標【 】内について【 】・・・増加（逓増）目標【 】・・・減少（逓減）目標

	指標名	区の現状	参考値
1	<p>「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）」の児童・生徒の通過率【 】</p> <p>【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）</p> <p>【対象】区立小学校2年生～6年生・中学校 全学年</p> <p>【期間】毎年</p> <p>【目的】小・中学校の児童・生徒の基礎学力の定着度を計る *通過率：目標値（P6参照）以上の正答があった児童・生徒の割合</p>	<p>小学校</p> <p>国語 75.8%</p> <p>算数 79.5%</p> <p>中学校</p> <p>国語 57.5%</p> <p>算数 56.4%</p> <p>英語 48.9%</p> <p>（H27年度）</p>	-
2	<p>「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）」の就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の通過率【 】</p> <p>【データ】</p> <p>【対象】区立小学校2年生～6年生・中学校 全学年</p> <p>【期間】毎年</p> <p>【目的】就学援助受給世帯の児童・生徒の基礎学力定着度を計る *通過率：目標値（P6参照）以上の正答があった児童・生徒の割合</p>	<p>データ無し</p> <p>今後集計予定</p>	-
3	<p>「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率【 】</p> <p>【データ】全国学力・学習状況調査</p> <p>【対象】区立小学校6年生・中学校3年生</p> <p>【期間】毎年</p> <p>【目的】小・中学校の児童・生徒の学力を計る</p>	<p>小学校</p> <p>国語 A 71.1%</p> <p>国語 B 65.2%</p> <p>算数 A 76.9%</p> <p>算数 B 45.1%</p> <p>中学校</p> <p>国語 A 73.6%</p> <p>国語 B 62.4%</p> <p>数学 A 61.6%</p> <p>数学 B 38.4%</p> <p>（H27年度）</p>	<p>【全国】</p> <p>小学校</p> <p>国語 A 70.0%</p> <p>国語 B 65.4%</p> <p>算数 A 75.2%</p> <p>算数 B 45.0%</p> <p>中学校</p> <p>国語 A 75.8%</p> <p>国語 B 65.8%</p> <p>数学 A 64.4%</p> <p>数学 B 41.6%</p> <p>（H27年度）</p>

第4章 子どもの貧困対策の施策の柱立てと指標

	指標名	区の現状	参考値
4	「全国学力・学習状況調査」の就学援助(要保護、準要保護)受給世帯の児童・生徒の平均正答率【 】	データ無し 今後集計予定	-
	【データ】 【対象】区立小学校6年生・中学校3年生(抽出) 【期間】毎年 【目的】就学援助受給世帯の児童・生徒の学力を計る		
5	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」の正答率80%(高得点層)の児童・生徒、40%(低得点層)の児童・生徒の割合【高得点層、低得点層】	小学校 80%以上 62.1% 40%未満 3.0% 中学校 80%以上 28% 40%未満 14.5% (H27年度)	-
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査) 【対象】区立小学校2年生～6年生・中学校 全学年 【期間】毎年 【目的】小・中学校の児童・生徒の基礎学力の分布状況を把握する		
6	「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査)」の「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合【 】	小学2年～6年 71.9% 中学1年～3年 60.9% (H27年度)	-
	【データ】足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査) 【対象】区立小学校2年生～6年生・中学校 全学年 【期間】毎年 【目的】小・中学校の児童・生徒の自己肯定感を計る		
7	区立中学校の高校進学率及び進路内訳(全日制、定時制、通信制、その他の進学率)【 】	高校進学率 97.4% 全日制 91.4% 定時制 4.9% 通信制 1.6% その他 2.1% (H26.3)	【23区】
	【データ】公立学校統計調査、学校基本調査 【対象】区立中学校3年生 【期間】毎年 【目的】将来の所得を大きく左右する高校進学率を把握する		高校進学率 98.5% 全日制 94.5% 定時制 3.0% 通信制 1.1% その他 1.3% (H26.3)

	指標名	区の現状	参考値
8	生活保護世帯の子どもの高校等進学率及び進路内訳(全日制、定時制、通信制、その他の進学率)【 】	高校進学率	【区立中学校】 高校進学率
	【データ】高校進学・就学継続支援プログラムによる調査 【対象】生活保護受給世帯の中学校3年生 【期間】毎年 【目的】将来の所得を大きく左右する高校進学率を把握する	93.6% 全日制 66.4% 定時制 25.5% 通信制 3.6% その他 4.5% (H27.4)	97.4% 全日制 91.4% 定時制 4.9% 通信制 1.6% その他 2.1% (H26.3)
9	区内都立高校の中途退学者数(率)(全日制、定時制)【 】	【区内都立高校】 中途退学者(率)	【23区】 中途退学者(率)
	【データ】児童・生徒の問題行動等の実態について(東京都教育委員会) 【対象】区内都立高校の生徒 【期間】毎年 【目的】無業者やアルバイト等の不安定就労となるリスクが高い青年の人数と中途退学の理由を把握する *区内にある都立高校であり、中途退学者には区外からの通学者も含む *無業者：学校等に通学せず、ふだん収入を得ることを目的とした定職を持っていない者	210人(3.09%) 全日制 139人 (2.26%) 定時制 71人 (10.81%) (H26年度)	2,026人(2.38%) 全日制 914人 (1.21%) 定時制 1,112人 (11.26%) (H26年度)
10	生活保護世帯の子どもの高校中途退学者数(率)(全日制、定時制)【 】	中途退学者(率)	【区内都立高校】 中途退学者(率)
	【データ】高校進学・就学継続支援プログラムによる調査 【対象】生活保護受給世帯の高校生 【期間】毎年 【目的】無業者やアルバイト等の不安定就労となるリスクが高い青年の人数と中途退学の理由を把握する *無業者：学校等に通学せず、ふだん収入を得ることを目的とした定職を持っていない者	17人(3.44%) 全日制 9人 (2.42%) 定時制 8人 (6.56%) (H26年度)	210人(3.09%) 全日制 139人 (2.26%) 定時制 71人 (10.81%) (H26年度)
11	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数(率)【 】	卒業時に 進路未決定の者	【23区】 卒業時に 進路未決定の者
	【データ】学校基本調査 【対象】区内都立高校の卒業年次生徒 【期間】毎年 【目的】無業者やアルバイト等の不安定就労のリスクが高い青年の人数を把握する *無業者：学校等に通学せず、ふだん収入を得ることを目的とした定職を持っていない者	171人 (8.37%) 一時的な仕事に 就いた者 131人 (6.41%) (H25年度)	1,865人 (7.33%) 一時的な仕事に 就いた者(*) 557人 (2.70%) *数値がない6区は 除外 (H25年度)

第4章 子どもの貧困対策の施策の柱立てと指標

	指標名	区の現状	参考値
12	生活保護世帯の子どもの高校卒業時の進路未決定者数(率)【 】		【区内都立高校】
	【データ】高校進学・就学継続支援プログラムによる調査 【対象】生活保護受給世帯の高校卒業年次生徒 【期間】毎年 【目的】無業者やアルバイト等の不安定就労のリスクが高い青年の人数を把握する *無業者：学校等に通学せず、ふだん収入を得ることを目的とした定職を持っていない者	卒業時に 進路未決定の者 34人(19.1%) (H26年度)	卒業時に 進路未決定の者 171人(8.37%) 一時的な仕事に 就いた者 131人(6.41%) (H25年度)
13	小学校・中学校の不登校者数【 】		【東京都】
	【データ】児童・生徒の問題行動等の実態について(東京都教育委員会) 【対象】区立小・中学校の児童・生徒 【期間】毎年 【目的】何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因に問題を持つ児童・生徒数を把握する	小学校 203人 (0.65%) 中学校 675人 (4.66%) (H26年度)	小学校 2,366人 (0.43%) 中学校 7,164人 (3.03%) (H25年度)
14	早期(満37週未満)に生まれた子どもの割合【 】		【東京都】
	【データ】東京都人口動態統計 【対象】区内出生者数 【期間】毎年 【目的】妊婦に対する支援の成果として発育リスクの高い出産(妊婦)の人数を把握する *早期：妊娠満37週未満 正期：妊娠満37週から満42週未満 過期：妊娠満42週以降	6.0% H27.12.1現在 (H26年度)	5.4% (H25年度)
15	乳児健診のアンケートで「子育てを負担に感じたりイライラしたりする」と回答した人の割合【 】		
	【データ】3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査アンケート 【対象】乳児健康診査受診者 【期間】毎年 【目的】親の育児へのストレス状況を計る(今後、対象の拡大を検討する)	3～4か月児 40.4% 1歳6か月児 51.9% 3歳児 64.0% *H27.12末現在 (H26年度)	-
16	養育困難世帯の発生率【 】		
	【データ】こども支援担当課による集計 【対象】全養育世帯 【期間】毎年 【目的】児童虐待世帯の発生率を計る *養育困難世帯：児童虐待世帯及び今後、児童虐待につながる恐れがある養育に係る課題を抱え、特に養育支援を行う必要があると認められる世帯	0.98% (H27.4.1)	-

	指標名	現状	参考値
17	養育困難世帯の解決率【 】	55% (H27.4.1)	-
	【データ】こども支援担当課による集計 【対象】養育困難世帯 【期間】毎年 【目的】児童虐待世帯の改善率を計る *解決：相談・指導・助言のほか、育児支援や家庭支援を行うことにより養育に係る課題が改善し、児童虐待の恐れが著しく低下したこと		
18	歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合【 】	43.71% (H26年度)	【23区】 37.02% (H26年度)
	【データ】東京都学校保健統計書 【対象】区立小学校1年生 【期間】毎年 【目的】子どもの生活環境・成育環境を把握する		
19	歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合【 】	24.11% (H26年度)	【23区】 18.53% (H26年度)
	【データ】東京都学校保健統計書 【対象】区立小学校1年生 【期間】毎年 【目的】子どもの成育環境を把握する(親の子どもへの係わり方を把握する)		
20	子どもの朝ごはん摂取率【 】	保育園4歳児 95% (H26年度)	【全国平均】 小学校2年生 93.9% 小学校4年生 96.6% 小学校6年生 96.7% 中学校2年生 93.4% (H27年度)
	【データ】子ども家庭課による集計(区立保育園・こども園) 足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査) 【対象】区立保育園・こども園通園児童(4歳児) 区立小学校2、4、6年生 中学校2年生 【期間】毎年 【目的】子どもの正しい生活習慣の定着度を計る	小学校2年生 94.1% 小学校4年生 96.5% 小学校6年生 95.6% 中学校2年生 92.1% (H27年度)	
21	就学援助(要保護、準要保護)受給世帯の児童・生徒の朝ごはん摂取率【 】	データ無し 今後集計予定	-
	【データ】 【対象】就学援助受給世帯の小学校2、4、6年生 中学校2年生 【期間】毎年 【目的】児童・生徒の正しい生活習慣の定着度を計る		

第4章 子どもの貧困対策の施策の柱立てと指標

	指標名	現状	参考値
22	ひとり親に対する就業支援事業による就業率及び正規雇用率【 】	データ無し 今後集計予定	全国就業状況 母子世帯 80.6% (39.4%) 父子世帯 91.3% (67.2%)
	【データ】親子支援課による集計 【対象】就業支援事業利用者 【期間】毎年 【目的】就業支援事業による、ひとり親家庭の就業状況を把握する		
23	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率及び正規雇用率【 】	データ無し 今後集計予定	* ()内は、正規職員率 (H23年度)
	【データ】親子支援課による集計 【対象】児童扶養手当受給者 【期間】毎年 【目的】ひとり親家庭の就業状況を把握する		
24	就学援助率【 】	小学校 32.7% 中学校 42.6% 区全体 35.8% (H26年度)	【全国全体】 15.68% 【東京都全体】 22.39% (H25年度)
	【データ】学務課による集計(毎年) 【対象】小・中学校に通う子どもがいる世帯 【期間】毎年 【目的】小・中学校に通う子どもがいる世帯の経済状況を計る		

【参考値について】

指標 8	公立学校統計調査、学校基本調査
指標 10	児童・生徒の問題行動等の実態について(東京都教育委員会)
指標 12	学校基本調査
指標 20	足立区基礎学力定着に関する総合調査の受託事業者による独自集計
指標 22・23	厚生労働省 全国母子世帯等調査

* 出典データの記載がないものは指標データと同一である。

4 指標の改善について

指標については、施策の実施状況やその効果等を検証し、必要に応じて見直しを行います。また、新たな調査の実施や統計データの突合等により、現状をより具体的に把握できる指標がある場合には、適時に指標の追加・修正を行います。

【現在、指標の追加、拡充を検討している項目】

	項 目
1	幼児教育プログラムの効果を計る指標
2	小・中学校におけるキャリア教育プログラムの効果を計る指標
3	食育推進の効果を計る指標
4	小・中学生の身体的健康状態を計る指標（対象や期間の拡大も検討）

第5章

柱立て・施策別の具体的な取組み

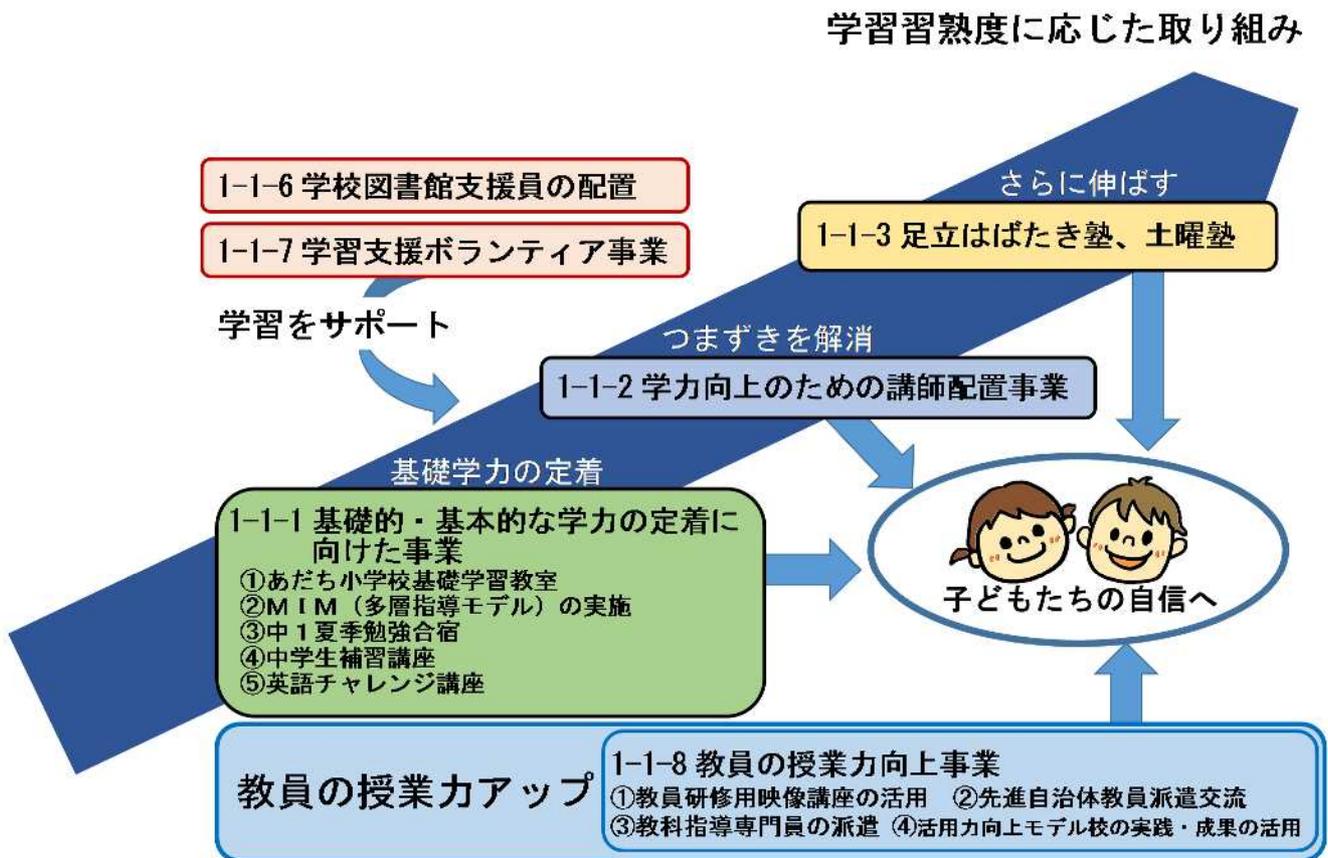
柱立て 1 教育・学び

- 【施策1】 学力・体験支援
- 【施策2】 学びの環境支援
- 【施策3】 子どもの居場所づくり
- 【施策4】 キャリア形成支援

【施策1】学力・体験支援

【ライフステージ】
小・中学校

全ての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組みを進めるとともに、自然や地域文化に親しむ体験活動や異世代交流を通じて、学びの意欲向上を図ります。



【フロー図の補足説明】

基礎的・基本的な学力の定着に向けた事業から成績上位の生徒に向けた事業まで、学習習熟度に応じた取組みを進めるとともに、教員の授業力向上のためのサポート体制を整え、子どもたちの学力向上を目指します。

主 要 事 業

【重点化の視点】 学力の定着と向上を目指します

重 重点事業 **新** 新規事業(数字は年度) **¥** 経済的状况で対象絞り **対** 経済的状况以外で対象絞り

【1-1-1】基礎的・基本的な学力の定着に向けた事業	重 新²⁸ 対
【1-1-2】学力向上のための講師配置事業	重 対
【1-1-3】足立はばたき塾、土曜塾	重 ¥
【1-1-4】学力・体力状況調査	
【1-1-5】日本語適応指導講師の派遣	対
【1-1-6】学校図書館支援員の配置	
【1-1-7】学習支援ボランティア事業	
【1-1-8】教員の授業力向上事業	
【1-1-9】自然教室事業(鋸南自然教室、日光自然教室、魚沼自然教室)	
【1-1-10】大学連携による体験事業	

事業概要

1-1-1 基礎的・基本的な学力の定着に向けた事業 重 新²⁸ 対 関連指標 1,2,3,4,5,6

つまずきの早期解消を図り、基礎的な学力の定着を目指します。

あだち小学生基礎学習教室 重 対

基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう、小学校3・4年生を対象に、四則計算、漢字の補習教室を放課後や土曜日に実施します。

MIM(多層指導モデル)の実施 重 対

通常の学級で、小学校低学年の児童がつまずきやすい特殊音節の習得の状況を児童一人ひとりに対して把握し、正しく読めるよう、個別の指導・支援を行います。

中1夏季勉強合宿

小学校からの算数のつまずきを克服し、学習意欲の向上を図るため、中学1年生を対象に、夏休みの勉強合宿を実施します。

中学生補習講座 重 対

中学前半のつまずきを解消するため、中学2年生を対象に民間教育事業者による夏季休業期間中の補習講座を実施します。

英語チャレンジ講座 重 新²⁸

「英語大好き」な中学生を育てるため、中学1年生前期で英語への苦手意識が芽生え始めた生徒を対象に、民間教育事業者による補習を行います。

1-1-2 学力向上のための講師配置事業 重対 関連指標 1,2,3,4,5,6

そだち指導員の配置 重対

小学校の国語・算数の授業において、定着度が十分でない児童に対し、そだち指導員が別教室などで個別学習指導を行い、つまずきの早期解消を図っていきます。

生活指導員の配置

各中学校の状況に応じて生活指導員を配置し、適切な学習環境の維持と向上を図ります。

1-1-3 足立はばたき塾、土曜塾 重 ¥ 関連指標 1,2,3,4,5,6,7,8

足立はばたき塾 重 ¥

成績上位で学習意欲も高いが、経済的理由などにより塾などでの学習機会の少ない生徒が難関校に進学できるよう、中学3年生を対象に民間教育事業者を活用した勉強会を実施します。

土曜塾 ¥

はばたき塾の入塾審査に合格できなかった生徒のうち、追加募集に応募する意欲のある生徒を支援するため、土曜日の勉強会を実施します。

1-1-4 学力・体力状況調査 関連指標 1,2,3,4,5,6

足立区基礎学力定着に関する総合調査

基礎・基本の学力の定着を図るとともに、日常の授業や放課後補充学習において個々の子どもの学習状況に応じた指導に活用するため、全小学校2年生から中学校3年生を対象に、学習定着度調査及び学習意識調査を実施します。

体力調査

体力の向上を図るとともに、調査結果を課題改善に向けた取組みに活用するため、体力調査（東京都）を実施します。

1-1-5 日本語適応指導講師の派遣 対 関連指標 1,2,3,4,5,6

帰国児童・生徒及び外国人児童・生徒の日本語習得と早期に学校生活に適應できるようにするため、児童・生徒の母語に通じた日本語適応指導講師を小・中学校に派遣します。

1-1-6 学校図書館支援員の配置 関連指標 1,2,3,4,5,6

中学校の生徒の自主学習や調べ学習を支援するため、選書や図書館活用のサポートにあたる図書館支援員を配置します。

1-1-7 学習支援ボランティア事業 関連指標 1,2,3,4,5,6

授業の補助や放課後の補習を支援するため、小・中学校に、大学生や社会人による学習支援ボランティアを派遣します。

1-1-8 教員の授業力向上事業 関連指標 1,2,3,4,5,6

インターネットを活用した教員養成講座や先進的教育方法の習得、授業力向上のための教科指導専門員による助言、活用力向上モデル校の実践・成果の活用等により、全ての教員の優れた学習指導力、授業力を身につけることで、児童・生徒の確かな学力の育成、定着を図ります。

教員研修用映像講座の活用

先進自治体教員派遣交流

教科指導専門員の派遣

活用力向上モデル校の実践・成果の活用

1-1-9 自然教室事業（鋸南自然教室、日光自然教室、魚沼自然教室） 関連指標 6

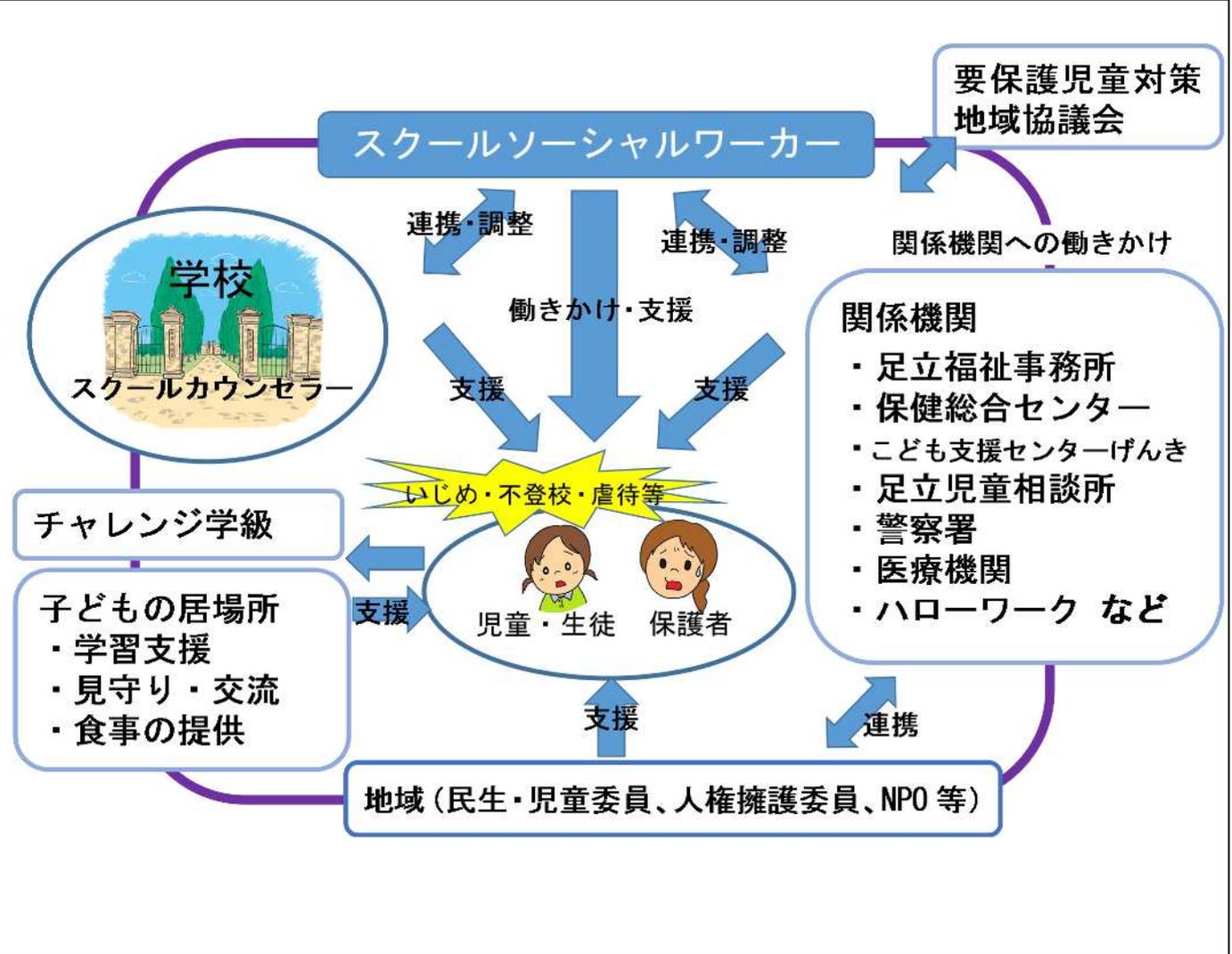
宿泊を伴う集団生活や集団行動の中で、子どもたちの社会性を育むとともに、心身の健全な育成を図るため、自然や地域文化に親しむ社会体験学習を実施します。

1-1-10 大学連携による体験事業 関連指標 6,7,8,9,10,11,12

大学への興味・関心を引き出し、将来の進路を考えるきっかけとするため、区内の大学と連携し、各大学の特徴を生かしたワークショップやキャンパスでの講義、大学生との交流、科学・ものづくり体験等、大学を身近に感じ大学で学ぶイメージを体感できる事業を実施します。

【施策2】学びの環境支援	【ライフステージ】 小・中学校
--------------	--------------------

全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校をプラットフォームとした相談体制の充実や関係機関との連携により支援強化を図るとともに、就学援助等による就学支援、奨学金等による高校進学支援など、学びの環境を整えていきます。



【フロー図の補足説明】

学校は子どもたちが1日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもの変化や困難に気づきやすい場でもあります。このため、学校をプラットフォームとして子どもたちの視点に立ち、いじめや不登校等、子どもが抱える困難な課題に対応するため、地域資源や関係機関と連携し、家庭を支援します。

主 要 事 業

【重点化の視点】 学校と外部機関の連携を強化し、高校進学を支援します

重 重点事業 **新** 新規事業（数字は年度） **¥** 経済的状況で対象絞り **対** 経済的状況以外で対象絞り

【1-2-1】教育相談事業	
【1-2-2】スクールカウンセラー派遣事業	
【1-2-3】スクールソーシャルワーカー活用事業	重 新²⁷ 対
【1-2-4】登校サポーター派遣事業	対
【1-2-5】適応指導教室（チャレンジ学級）	重 対
【1-2-6】小学校要保護・準要保護児童就学援助事業 中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業	¥
【1-2-7】小学校特別支援学級児童就学奨励事業 中学校特別支援学級生徒就学奨励事業	¥
【1-2-8】育英資金貸付事業	重 新²⁸ ¥
【1-2-9】私立高等学校等入学資金融資あっせん事業	
【1-2-10】その他の奨学金制度の周知	
【1-2-11】学習環境整備支援（塾代支援）	重 ¥

事業概要

1-2-1 教育相談事業 関連指標 6,13,16

不登校や発達障がい等、子育てや教育上のあらゆる悩みの解決を図るため、相談体制を強化していきます。

1-2-2 スクールカウンセラー派遣事業 関連指標 6,13,16

子どもや保護者の学校生活における相談を受け、教職員との連携等により解決を図るため、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置します。

1-2-3 スクールソーシャルワーカー活用事業 重 新²⁷ 対 関連指標 6,13,16

ひきこもりや不登校等の生活指導上の困難な課題について、子どもの環境に働きかけることにより解決を図るため、小・中学校を拠点に必要な支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。モデル地区を中心に支援の仕組みや関係機関とのネットワークを構築し、配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化していきます。

1-2-4 登校サポーター派遣事業 対 関連指標 6,13,16

不登校初期の児童・生徒の学校復帰、登校状態の改善を図るため、登校サポーターを派遣し、登校支援や教室に入れられない生徒の別室での学習支援等を行います。

1-2-5 適応指導教室（チャレンジ学級） 重対 関連指標 6,7,8,13,16

不登校児童・生徒の学校復帰を目指すとともに、自己効力感を高め、学校や社会に出る力をつけるため、学校以外の場所に基礎学力の補充や集団生活の場となるチャレンジ学級を開室し、きめ細かな支援をしていきます。

1-2-6 小学校要保護・準要保護児童就学援助事業 / 中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業 ¥ 関連指標 24

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の必要な経費を援助します。

1-2-7 小学校特別支援学級児童就学奨励事業 / 中学校特別支援学級生徒就学奨励事業 ¥ 関連指標 24

障がいのある子どもの就学に関する経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力に応じた就学経費を援助します。

1-2-8 育英資金貸付事業 重新²⁸ ¥ 関連指標 7,8

育英資金貸付事業 重 ¥

経済的理由により修学が困難で、学業成績が優秀な者に対し、修学上必要な学資金等の貸付を行うことにより、将来有望な人材を育成します。

償還免除型育英資金貸付事業 重新²⁸ ¥

経済的理由により修学が困難で、学業成績が優秀かつ、一定の条件を満たした者に、償還を一部免除する償還免除型の学資金等の貸付を行います。

1-2-9 私立高等学校等入学資金融資あっせん事業 関連指標 7,8

私立高等学校等に新入学する生徒の保護者の負担軽減を図るため、入学に必要な資金を低利で融資あっせんします。

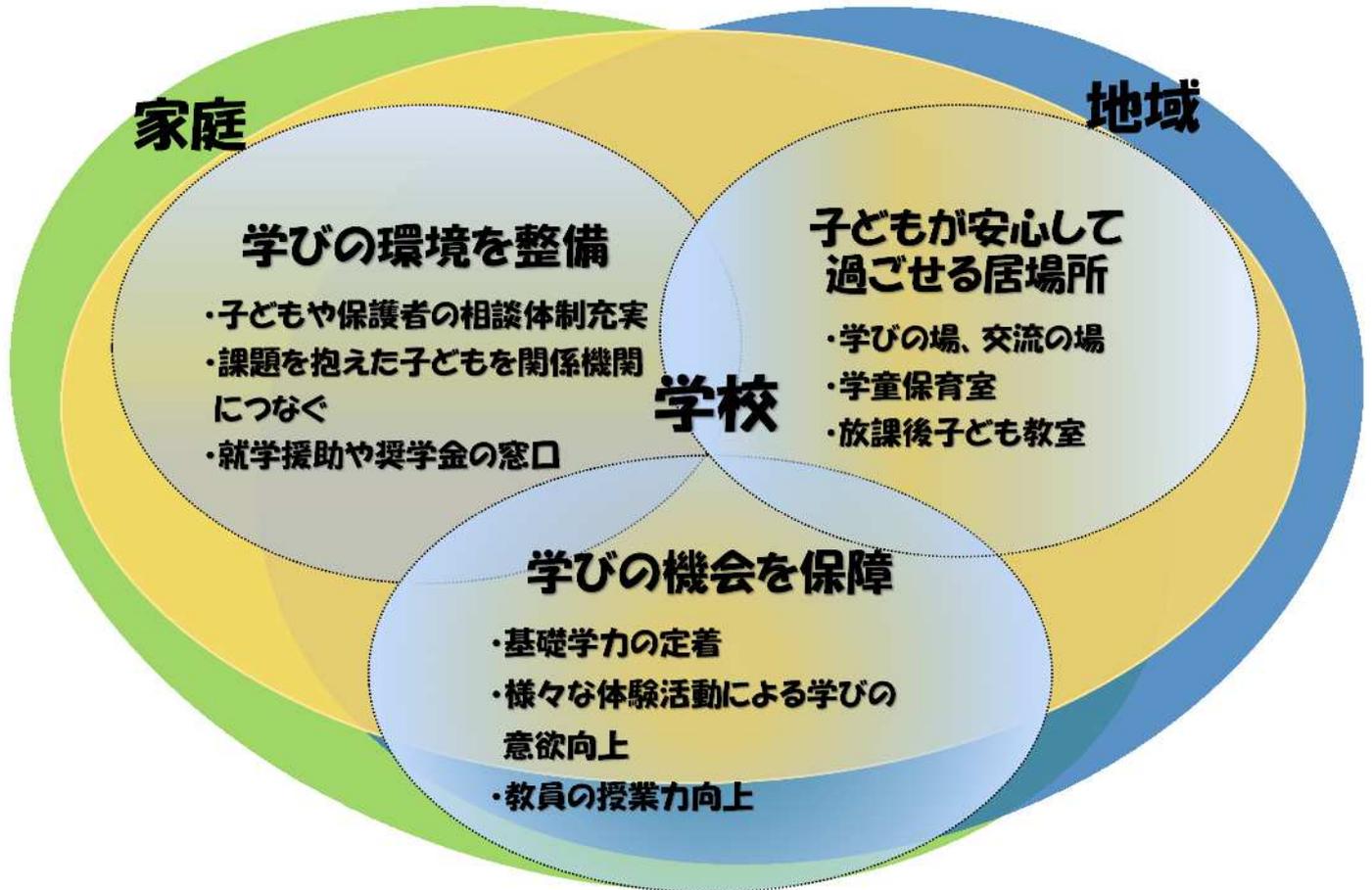
1-2-10 その他の奨学金制度の周知 関連指標 7,8

修学に必要な費用等の負担軽減を図るため、家庭の状況等に応じ、社会福祉協議会による義務教育にかかる制服や修学旅行費用の貸付、東京都や日本学生支援機構などが運営する奨学金制度を周知します。

1-2-11 学習環境整備支援（塾代支援） 重 ¥ 関連指標 2,4,5

生活保護世帯の子どもへの学習塾などへの通塾や夏季・冬季の集中講座、補習講座の受講などにより、在宅での学習環境を整備し、高校進学率の向上などにつなげます。:

学校をプラットフォームにした 子どもの貧困対策



学校は子どもたちが1日の多くの時間を過ごす場所であり、学びや交流の場でもあります。また、子どもが抱える課題や困難に気付き、地域資源や関係機関につなぐなど、情報と人が行き交う場でもあります。

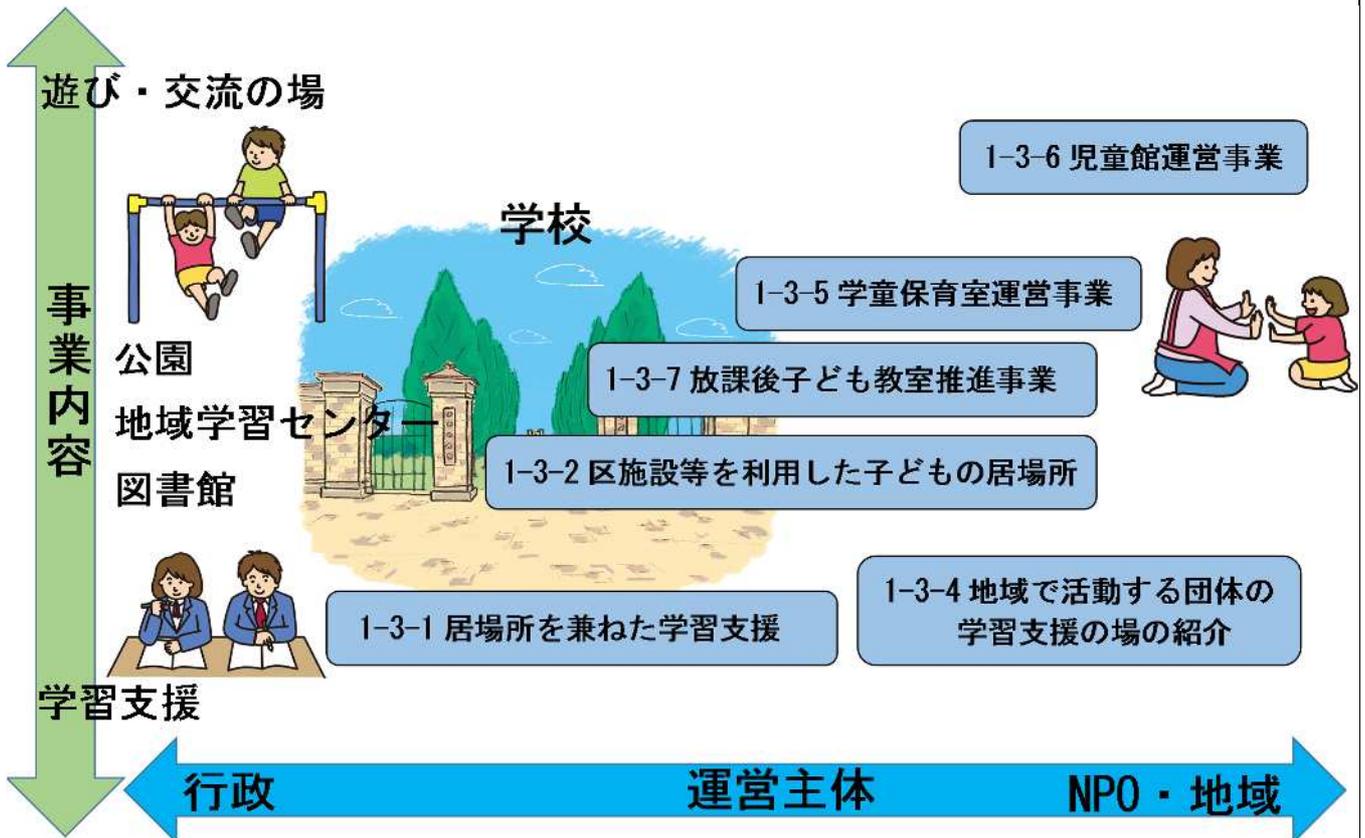
このため、足立区は「学校」を子どもの貧困対策を考える上での基盤となる「プラットフォーム」と位置付け、全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学びの環境を整えていきます。

【施策3】子どもの居場所づくり

【ライフステージ】

小・中学校/高校・大学

学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子どもたちに学習の場所を提供します。また、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。



【フロー図の補足説明】

子どもたちが生き抜く力を育み、成長していくためには、自己肯定感を持って安心して居られる場所が必要です。家庭がこうした機能を十分果たせない場合は、学校をはじめ、通いやすい場所に様々なタイプの居場所が必要になります。

今後は、子どもの居場所づくりに取り組むNPOやボランティア団体等の情報の一元化を目指すとともに、関係団体のネットワーク構築に取り組んでいきます。

主 要 事 業

【重点化の視点】 多様な子どもの居場所づくりを推進します

重 重点事業 **新** 新規事業（数字は年度） **¥** 経済的状況で対象絞り **対** 経済的状況以外で対象絞り

【1-3-1】居場所を兼ねた学習支援	重 新 27 ¥
【1-3-2】区施設等を利用した子どもの居場所づくり	重
【1-3-3】子どもの学習支援や居場所づくりに取り組むNPO・ボランティア団体等の支援	
【1-3-4】地域で活動する団体の学習支援の場の紹介	重
【1-3-5】学童保育室運営事業	対
【1-3-6】児童館運営事業	
【1-3-7】放課後子ども教室推進事業	重

事業概要

1-3-1 居場所を兼ねた学習支援 **重 新** 27 ¥ **関連指標** 2,4,5,6,7,8

学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、NPO等への委託により経済的に苦しい家庭の中学生が高校進学を目指す学習場所や他者と交流できる緩やかな居場所を提供します。今後更に、実施箇所を増やしていくとともに、ひとり親家庭などターゲットを絞った支援も検討していきます。

1-3-2 区施設等を利用した子どもの居場所づくり **重** **関連指標** 1,2,3,4,5,6

保護者の就労等により家庭で一人で過ごすことが多い小学生や、中学・高校生が安心して過ごせるよう、指定管理者や地域・大学生ボランティアの協力を得て、友人や地域との交流、学習支援等、生涯学習施設や図書館などの区施設を利用した多様な居場所を増やしていきます。

1-3-3 子どもの学習支援や居場所づくりに取り組むNPO・ボランティア団体等の支援

関連指標 1,2,3,4,5,6,13

子どもの学習支援や居場所づくり（食事の提供を含む）に取り組むNPOやボランティア団体等を支援するため、げんき応援事業助成金等の活用により活動経費を助成します。

1-3-4 地域で活動する団体の学習支援の場の紹介 **重 ¥** **関連指標** 1,2,3,4,5,6,13

学力に不安がある、不登校やひきこもり、経済的に苦しい家庭など、課題を抱えた児童・生徒をNPOやボランティア団体等が運営する学習支援や居場所（食事の提供を含む）につなぐため、情報を一元的に集約し、必要とする人に提供します。

1-3-5 学童保育室運営事業 **対** **関連指標** 6,16

保護者が昼間、就労や病気などにより保育をすることができない家庭の児童に対し、

授業の終了後等に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

1-3-6 児童館運営事業 関連指標 6,16

子どもたちが安心して過ごせるよう、工作活動、音楽活動、スポーツ活動等、児童に対する遊び場の提供と、中高生の居場所づくり事業等を実施します。

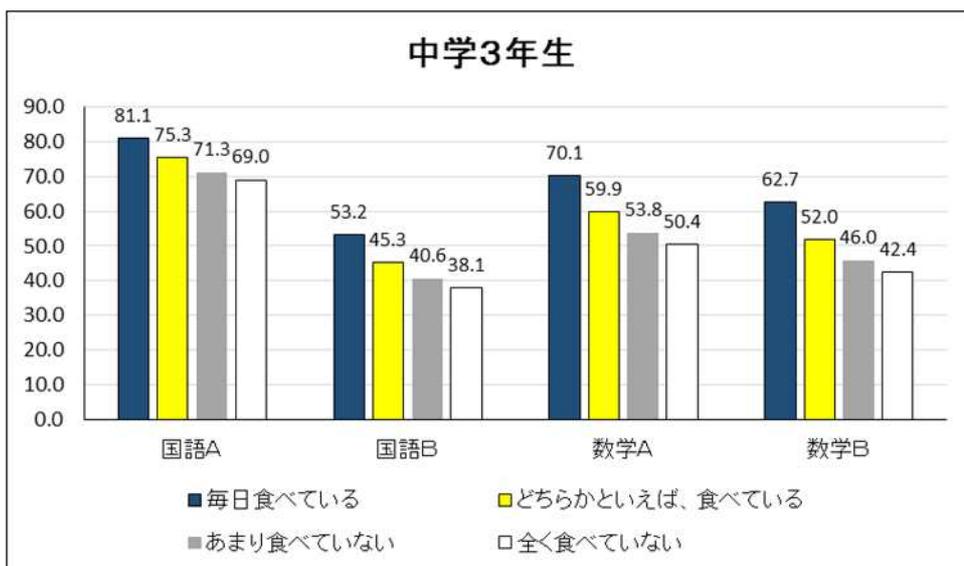
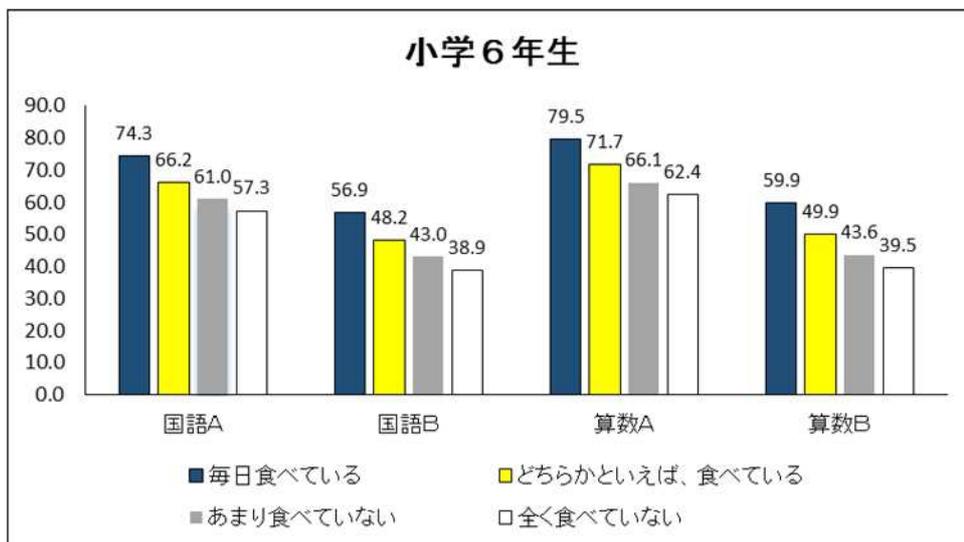
1-3-7 放課後子ども教室推進事業 重 関連指標 6,16

放課後に子どもたちが安心して活動できるよう、遊びや学び等の場を確保するとともに、体験活動の充実等による交流活動を通じ、地域社会の中で健やかにたくましく生き抜く力を育む環境をつくれます。

《参考》

朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係

文部科学省が小学校6年生と中学3年生を対象に実施した平成26年度「全国学力・学習状況調査」によると、毎朝朝食を食べる子どもほど、学習調査の平均正答率が高い傾向がうかがえます。

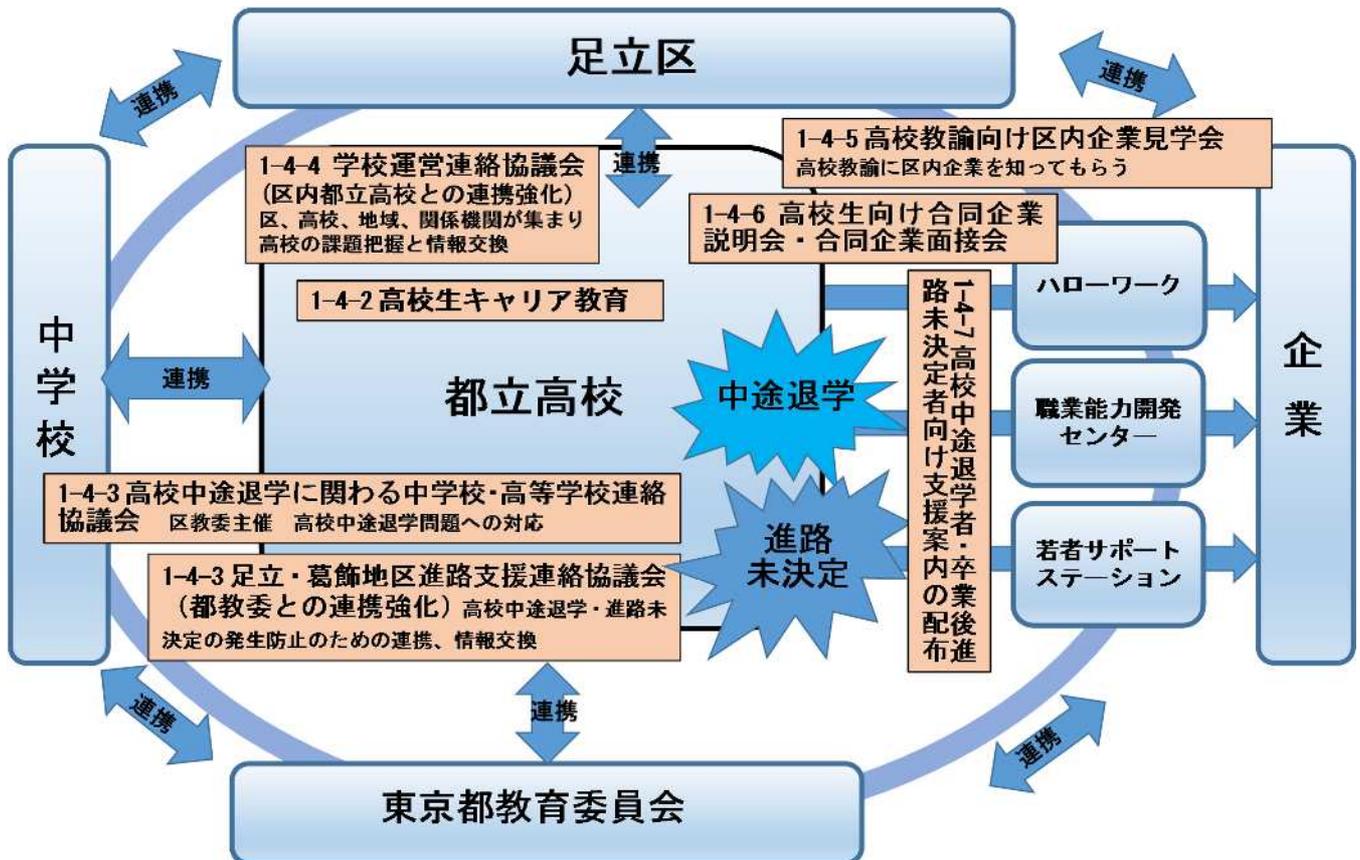


(平成26年度全国学力・学習状況調査)

【施策4】キャリア形成支援

【ライフステージ】
高校・大学

社会人・職業人への円滑な移行のために、高校生のキャリア教育を促進します。また、高校の中途退学を防止するために東京都との連携を強化し、情報交換等を行うとともに、中途退学者が無業者やフリーター等にならず、自立した生活を送ることができるよう、学び直しや就労等の支援機関を案内します。



【フロー図の補足説明】

高校の中途退学未然防止のため、東京都教育委員会、区立中学校、区内都立高校、その他関係機関との連携を強化します。また、高校中途退学者や進路未決定者が無業者やフリーター等にならないよう、学び直しや就労等の支援機関を案内するとともに、若年者に対する就労支援（施策2-3）につなげていきます。

今後は、小・中学校から高校まで一体となったキャリア教育の推進についても検討していきます。

主 要 事 業	
【重点化の視点】 高校中途退学予防策に取り組みます	
重 重点事業 新 新規事業（数字は年度） ¥ 経済的状況で対象絞り 対 経済的状況以外で対象絞り	
【1-4-1】キャリア教育推進事業	新 28
【1-4-2】高校生キャリア教育	
【1-4-3】高校中途退学予防（東京都教育委員会との連携を強化）	重
【1-4-4】学校運営連絡協議会への参加（区内都立高校との連携を強化）	
【1-4-5】高校教諭向け区内企業見学会	
【1-4-6】高校生向け合同企業説明会・合同企業面接会	
【1-4-7】高校中途退学者・卒業後進路未決定者向け支援案内の配布	重 対

事業概要

1-4-1 キャリア教育推進事業 **新**28 関連指標 6,7,8,9,10,11,12,13

学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育むために、小学校におけるキャリア教育を支援します。

1-4-2 高校生キャリア教育 関連指標 9,10,11,12

社会に出ることや働くことについて考えるきっかけをつくるため、区内都立高校の1、2年生を対象に、講師を派遣して特別授業を行います。

1-4-3 高校中途退学予防（東京都教育委員会との連携を強化） **重** 関連指標 9,10,11,12

高校中途退学者と進路未決定者の発生防止のため、東京都教育委員会主催の「足立・葛飾地区都立高校生進路支援連絡協議会」に加え、足立区教育委員会主催の「高校中途退学に関わる中学校・高等学校連絡協議会」等において、都立高校が取り組む教育活動について情報交換するとともに、区からの情報提供や提案を行います。

1-4-4 学校運営連絡協議会への参加（区内都立高校との連携を強化） 関連指標 9,10,11,12

各高校の課題把握に努め、区からの情報提供等を行うため、高校、地域の関係機関でつくる学校運営連絡協議会等に参加し、区内都立高校との連携を強化します。

1-4-5 高校教諭向け区内企業見学会 関連指標 11,12

区内企業の良さを教員等にも知ってもらうため、高校新卒者の採用実績・採用予定のある区内企業をバスで回り、採用担当者や若手社員の生の声を聞くことのできる見学会を実施します。

1-4-6 高校生向け合同企業説明会・合同企業面接会 関連指標 11,12

高校新卒者の就職促進を図るため、ハローワークと共催し、解禁前の合同企業説明会、内定が決まっていない高校生を対象とした合同企業面接会を開催します。

1-4-7 高校中途退学者・卒業後進路未決定者向け支援案内の配布 重対 関連指標 9,10,11,12

高校中途退学者、進路未決定者が適切な支援を受けられるよう、「あだち若者サポートステーション」や「日暮里わかものハローワーク」など、地域の支援機関を掲載した案内を対象者に配布します。

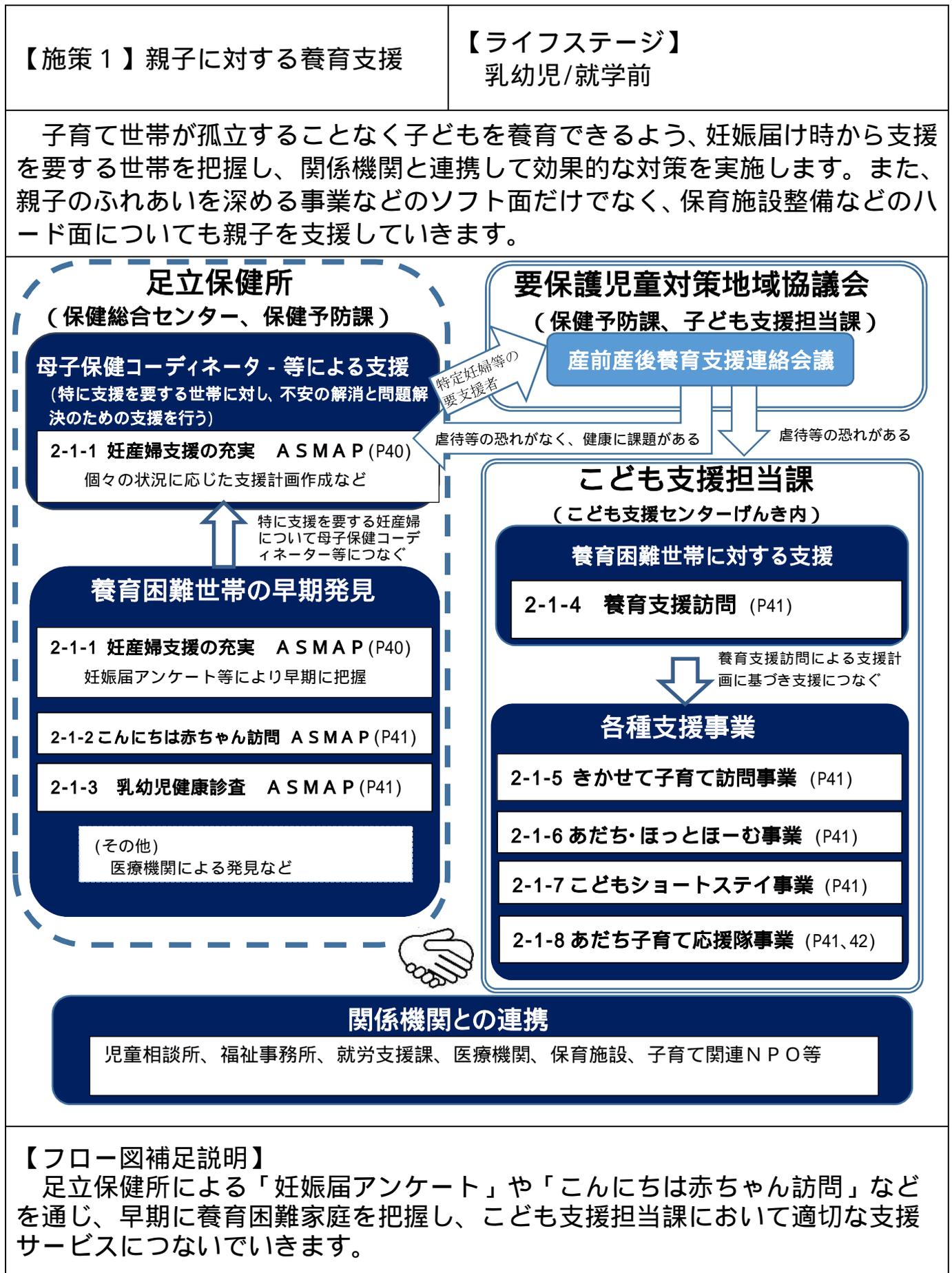
柱立て2 健康・生活

【施策1】親子に対する養育支援

【施策2】幼児に対する発育支援

【施策3】若年者に対する就労支援

【施策4】保護者に対する生活支援



主 要 事 業

【重点化の視点】 養育困難家庭の発見と早期対応に取り組みます

重 重点事業 **新** 新規事業(数字は年度) **¥** 経済的状况で対象絞り **対** 経済的状况以外で対象絞り

【2-1-1】妊産婦支援の充実 A S M A P	重
【2-1-2】こんにちは赤ちゃん訪問 A S M A P	重
【2-1-3】乳幼児健康診査 A S M A P	重
【2-1-4】養育支援訪問(養育困難改善事業)	重 対
【2-1-5】きかせて子育て訪問事業(養育困難改善事業)	重 新²⁸ 対
【2-1-6】あだち・ほっとほーむ事業	重 対
【2-1-7】こどもショートステイ事業	重
【2-1-8】あだち子育て応援隊事業	重 新²⁸
【2-1-9】児童虐待防止啓発事業	重
【2-1-10】児童虐待緊急対応事業	重 対
【2-1-11】要保護児童対策地域協議会の開催	
【2-1-12】あだちはじめてえほん	新²⁷
【2-1-13】子育てサロン	
【2-1-14】幼稚園、保育園への就園奨励事業	¥ 対
【2-1-15】入院助産費給付事業	¥
【2-1-16】保育施設整備事業	

事業概要

2-1-1 妊産婦支援の充実 A S M A P **重** 関連指標 14,15,16

妊娠届出時から特に支援を要する世帯を把握し、必要に応じた個別ケアプランを作成するとともに、プランに則して妊産婦支援を行うことにより、育児困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支えるしくみを「A S M A P(あだち スマイル ママ&エンジェル プロジェクト)」として重点的に取り組みます。

また、個別ケアプランを作成する母子保健コーディネーター(保健師)を新規配置するとともに、必要に応じて順次拡充し、妊娠期から産後育児期の切れ目のない母子保健事業を展開していきます。

2-1-2 こんにちは赤ちゃん訪問 ASMAP 重 関連指標 15,16

訪問を希望する全ての家庭に、訪問指導員（保健師、助産師）が訪問し、乳児の発育状況や母の健康状態、栄養・生活環境の相談などを行っています。

この際、育児不安が強い場合や生活環境の改善が必要な場合等に、複数回の訪問を行うことで、特に支援を要する世帯を早期発見し、継続的な支援につなげます。

2-1-3 乳幼児健康診査 ASMAP 重 関連指標 15,16

妊娠届などで出産前の早期から把握している特に支援を要する世帯について、各保健総合センター等で実施する乳幼児健康診査時に、改めて再評価を行います。

また、新たに健診受診時に把握した特に支援を要する世帯については、関係機関等（福祉事務所・こども支援センターげんき等）と情報連携を行い、必要な支援につなげます。

2-1-4 養育支援訪問（養育困難改善事業） 重対 関連指標 16,17

こんにちは赤ちゃん訪問や他の事業との情報連携により、養育支援の必要があると判断された養育困難家庭を訪問し、支援計画を作成した上で、相談支援、育児支援等を行い、養育困難状況の改善を図ります。

今後は、一層の養育支援を図るため、訪問相談の体制を強化していきます。

2-1-5 きかせて子育て訪問事業（養育困難改善事業） 重新²⁸対 関連指標 16

育児に不安があり、引きこもりがちな親に、サポーターが訪問傾聴し、親の心の安定を図り、児童虐待を未然に防ぎます。

2-1-6 あだち・ほっとほーむ事業 重対 関連指標 16,17

相談等があった家庭のうち、要支援と判断された養育困難家庭に対し、支援計画に基づき、有償ボランティアの「あだち・ほっとほーむ協力家庭」が、児童宅または協力家庭宅で育児・家庭の訓練や援助等を行います。

2-1-7 こどもショートステイ事業 重 関連指標 15,16,17

家庭で一時的に児童の養育ができないとき、児童を施設もしくは養育協力家庭宅で6泊以内で預かり養育します。養育者の入院等のほか、育児に疲れている養育者を子育てから一時的に解放することにより児童虐待を未然に防ぎます。

2-1-8 あだち子育て応援隊事業 重新²⁸ 関連指標 15,16,17

一時保育や送迎など育児支援を行い、親の養育を支えます。

子育てホームサポート 重

理由を問わず、小学生までの子育てをしている家庭の親子が、必要なときに、区が認定した子育てホームサポーターを派遣し、一時保育、病後児保育などの養育支援を実施します。

今後は、利用者の増加状況を見ながら、順次事業の拡大を図ります。

ファミリーサポートセンター 重

安心して子育てができるよう、子育ての手助けをして欲しい要支援者と子育ての手助けができる支援者が会員となり、支援者による保育施設等への送迎や病後児保育など養育支援を実施します。

子育てホームヘルプサービス事業 重新²⁸

産前産後の妊産婦の家事を支援し、母親の心身の安定を図ることにより、出産及び乳児を養育する環境を支えます。

今後は、利用者の増加状況を見ながら、順次事業の拡大を図ります。

2-1-9 児童虐待防止啓発事業（養育困難改善事業） 重 関連指標 15,16,17

講演会や講座のほか、子育てに関するアドバイスのメール配信により、児童虐待防止の普及啓発や親の子育ての力の向上を図り、子どもの養育環境を改善し、健全育成を図ります。

2-1-10 児童虐待緊急対応事業（養育困難改善事業） 重対 関連指標 15,16,17

児童虐待の情報を得て、子どもの安全確認と状況調査を24時間以内に行います。そして関係機関と連携しながら子どもの安全確保、親への指導、助言、支援などにより、児童虐待の被害拡大防止を図ります。

今後は、虐待通告件数の増加を踏まえ、迅速に子どもの安全を確保できるよう体制を強化していきます。

2-1-11 要保護児童対策地域協議会の開催 関連指標 15,16,17

要保護児童、要支援児童について関係機関と適切に連携し支援するために各種会議を開催します。

今後は、産前産後から養育が困難な家庭に遺漏なく支援できるよう、こども支援担当課及び保健予防課による「（仮称）産前産後養育支援連絡会議」を立ち上げます。

2-1-12 あだちはじめてえほん 新²⁷ 関連指標 1,2,5,6

子どもの社会性と学力向上に貢献するため、乳幼児健診の際に、絵本を配布し、読み語りを実演するなど、親子がふれあうことの大切さと絵本を読む楽しさを伝えるとともに、読み聞かせ活動の普及を図っています。

2-1-13 子育てサロン 関連指標 15,16

乳幼児とその保護者が自由に集い、遊びながら交流したり、サロンスタッフへの相談などを通じて、子育ての不安解消や負担感の軽減を図っていきます。

2-1-14 幼稚園、保育園への就園奨励事業 ¥対 関連指標 16,17,20

認証保育所等利用者助成 ¥

利用者の経済的負担を軽減し、認証保育所等の利用を促進するため、多様な保育需要に対応する都市型保育施設である認証保育所等に助成金を交付しています。

幼稚園教育奨励助成 対

就労世帯の保護者が幼児教育の環境や内容によって幼稚園を選択できる環境を整備するため、長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園に補助金を交付しています。

幼稚園就園奨励事業（国庫補助） ¥

園児の世帯の所得に応じて補助金を支給することにより、生活保護世帯・住民税非課税世帯等の低所得者への負担軽減を図るとともに、幼稚園への就園を奨励し、幼児教育の振興を図っていきます。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業（都、区補助） ¥

園児の世帯の所得に応じて補助金を支給することにより、生活保護世帯・住民税非課税世帯等の低所得者への負担軽減を図るとともに、幼稚園への就園を奨励し、幼児教育の振興を図っていきます。

2-1-15 入院助産費給付事業 ￥ 関連指標 15,16

入院して分娩する必要があるにも関わらず、経済的理由により出産費用を負担することが困難な妊産婦を支援し、その分娩にかかる費用を負担します。

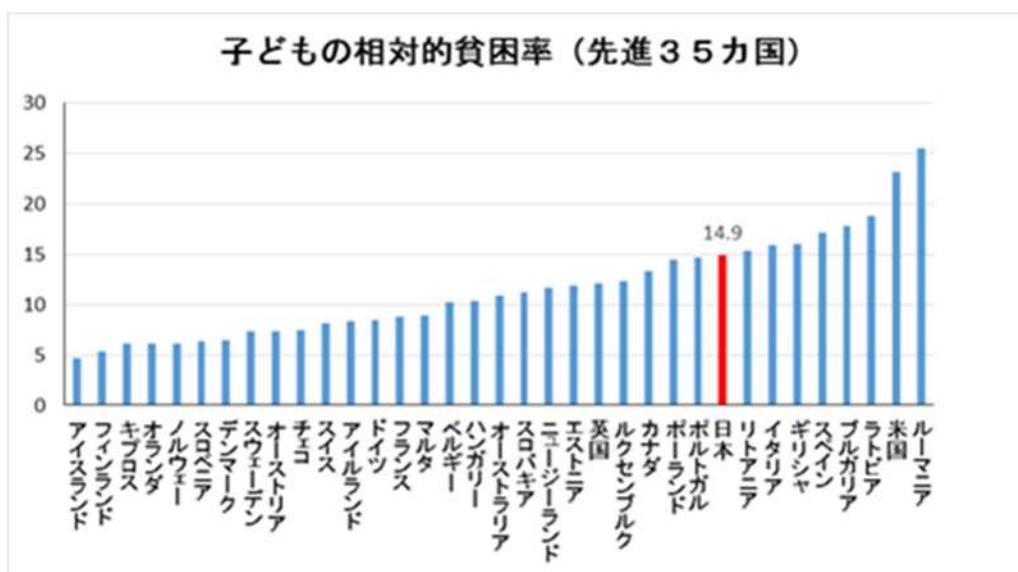
2-1-16 保育施設整備事業 関連指標 15,16,17,22,23

乳幼児を養育する保護者の安定した就業を支援するためには、認可保育所や小規模保育など保育施設の整備は欠かせません。様々な保育資源を活用し、幅広い保育ニーズに対応すると同時に、保育の質を確保しながら待機児童解消を図っていきます。

《参考》

子どもの相対的貧困率（先進35カ国）

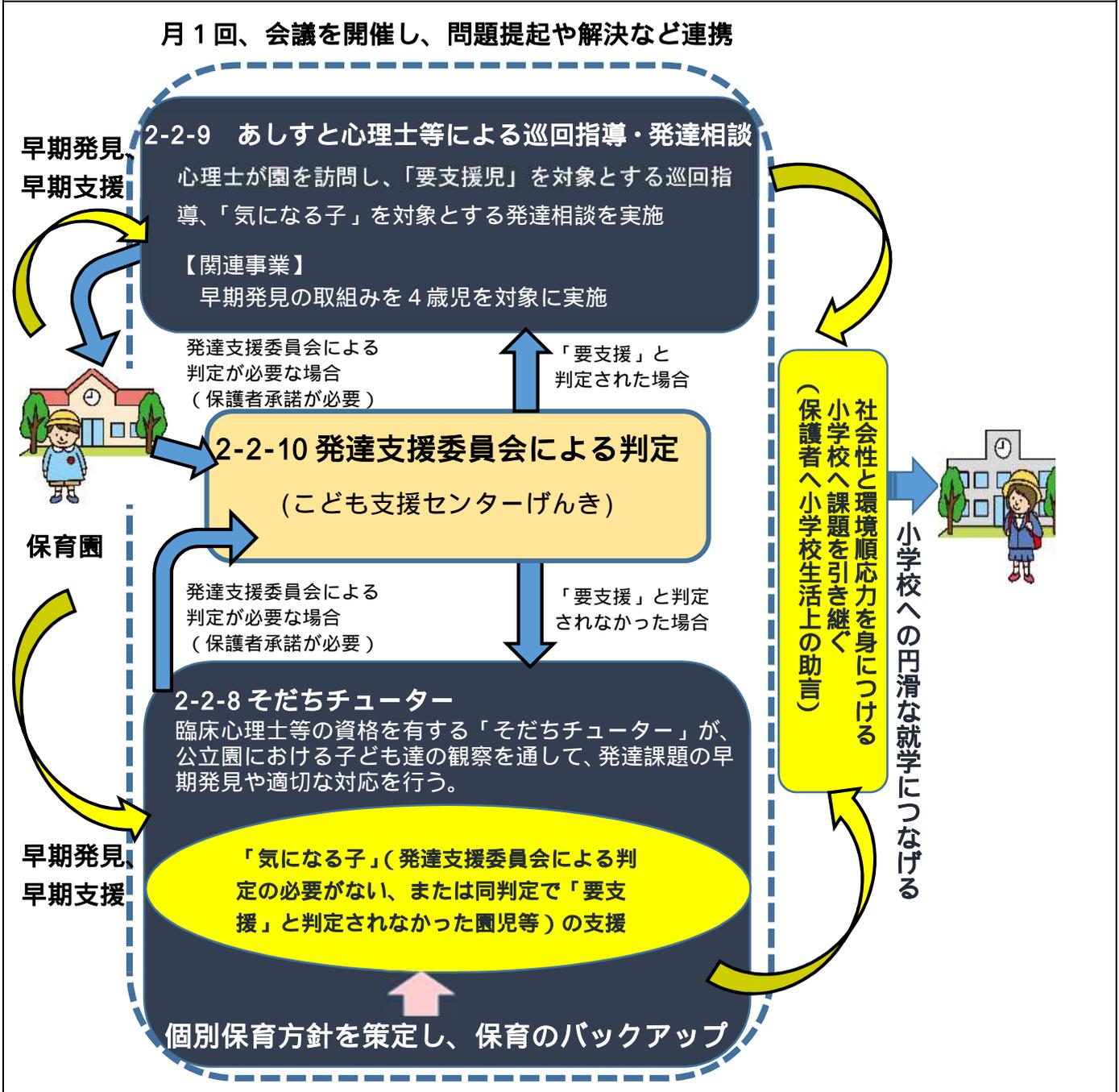
ユニセフの報告によると、子どもの相対的貧困率では、日本は先進35カ国中9番目の高さで、また、先進35カ国に住む子どものうち、およそ15%にあたる約3,400万人が貧困家庭で暮らしているとしています。



（出典）ユニセフ 『Report Card 10-先進国の子どもの貧困（2012）』

【施策2】 幼児に対する発育支援	【ライフステージ】 乳幼児/就学前
------------------	----------------------

就学前は、子どもの健やかな発育の基盤となる時期です。円滑に小学校教育に移行できるよう就学前教育の充実を図っていきます。また、食や生活の正しい習慣の定着と総合的な発達課題の早期発見と適切な対応を図ります。



【フロー図補足説明】
小学校への円滑な就学へ導くため、発達に課題がある幼児を早期に発見し、「あしすと」や「そだちチューター」などによる適切な支援につなげていきます。

主 要 事 業	
【重点化の視点】 発達に課題のある子どもの発見と早期対応に取り組みます	
重 重点事業 新 新規事業（数字は年度） ¥ 経済的状況で対象絞り 対 経済的状況以外で対象絞り	
【2-2-1】 歯科健診の強化（4歳から中学3年生まで）	重
【2-2-2】 歯科保健活動事業	重
【2-2-3】 5歳児プログラム	
【2-2-4】 幼保小連携による交流活動	
【2-2-5】 運動遊びによる体力づくり	
【2-2-6】 生活リズム定着を推進するための事業「早寝・早起き・朝ごはん」	
【2-2-7】 食育の推進事業	
【2-2-8】 そだちチューター	重 新²⁷ 対
【2-2-9】 あしすと心理士等による巡回指導・発達相談	重 対
【2-2-10】 発達支援委員会による判定	重 対

事業概要

2-2-1 歯科健診の強化 **重** 関連指標 16,17,18,19

貧困家庭の小学生はそうでない家庭の小学生に比べ、むし歯のある子の割合が約2倍となるなど、貧困とむし歯の相関関係が指摘されています。そこで、全ての4歳児から中学3年生までを対象に、毎年、歯科健診を行い、むし歯の早期発見、早期治療を進めるとともに、むし歯予防を通して基本的な生活習慣を身につけられるよう導きます。

今後は、就学前における未通園児を含めた未受診者に対して、受診へのアプローチを行い、そのフォロー体制を確立していきます。

2-2-2 歯科保健活動事業 **重** 関連指標 18,19,20,21

歯科健診の結果分析を把握し、乳児から中学3年生までの歯科口腔保健対策を進めていきます。

子どもの頃のむし歯は、「規則正しい食生活」や「食べたら歯みがき習慣」など、基本的な生活習慣と深い関わりがあります。子どもの成育環境に関わらず、歯科受診や健康教育の機会をつくることで、子どもの健康格差の縮小につなげます。

2-2-3 5歳児プログラム 関連指標 1,2,3,4,5,6,16,17,20,21

就学までに身につけてほしい「基本的な生活習慣」や「他者とのかかわり」「学びのめばえ」について、5歳児プログラムをもとに適切な指導を行います。家庭との連携を図りながら、一人ひとりの発達に合わせ、学びの芽を培い、小学校につなげます。養育が

困難な家庭の子ども達の状況も把握できることから、就学までに身につけたいことを区立保育園、区立認定こども園でしっかり取り組むことで、就学への不安をなくしたうえで入学できるようにします。

2-2-4 幼保小連携による交流活動 関連指標 1,2,3,4,5,6

児童・幼児の交流活動

全ての5歳児が隔たりなく入学への期待が持てるよう、保育園、こども園、幼稚園の園児が、学校給食や授業などを体験できるようにします。小学校で学ぶ喜びを味わい、学校教育への滑らかな移行を確実なものとしします。

職員の交流研修

小学校1年生担任である教員や5歳児担任である保育者等が、職員交流研修を行い、互いの保育・教育内容、子ども達の育ちを理解し合い、指導に生かします。

ブロック会議

区内を13ブロックに分け、年2回程度、関係者が集い、就学前後の子どもの姿を共有し、学びの連続性を意識した取組みを行います。

2-2-5 運動遊びによる体力づくり 関連指標 6

幼児期の発達にとって体を思い切り使った遊びはとても大切です。区立保育園、こども園では、各年齢発達に沿った様々な動きの運動遊びが経験できるように環境設定等を行い、子ども達の体力・運動能力の向上を図るとともに、一人ひとりの意欲を育みます。

2-2-6 生活リズム定着を推進するための事業「早寝・早起き・朝ごはん」 関連指標 20, 21

子どもの朝食摂取は、基本的な生活習慣や学力形成との関連も指摘される課題です。子どもが朝食を摂取しない理由は、子ども本人の生活リズムの乱れが起因している場合もあるため、「早寝・早起き・朝ごはん」事業により、子どもの生活改善を図るとともに、増加する「孤食」*の防止に取り組みます。

*孤食・・・家族と暮らしていながら、親や子どもがそれぞれ違う時間に一人ひとり食事をすること

2-2-7 食育の推進事業 関連指標 20,21

一生を通じた健康維持を実現するためには、乳幼児期より健康を守る知識として、食育を推進していく必要があります。そのため、保育園や小中学校での正しい食習慣づくりを推進するとともに、若年期(産前期)においても推進し、次世代に継承することを通じて、子どもの健康格差の縮小に取り組みます。

2-2-8 そだちチューター 重新²⁷対 関連指標 6,16

臨床心理士等の資格を有する「そだちチューター」が、区立園における子ども達の観察を通して、発達課題の早期発見や適切な対応を行います。就学前教育・保育の質的向上を図るとともに、子どもの健やかな成長を支えます。

2-2-9 あしすと心理士等による巡回指導・発達相談 重対 関連指標 6,13

巡回指導や発達相談を通して、発達に課題がある乳幼児について、特性を早期に捉え、特性に応じた対応を各園に助言します。適切な対応を行うことで、自己肯定感を育み、就学後の不登校やひきこもり等の要因を未然に予防します。

今後、園数の増加や対象となる乳幼児の増加を見ながら、事業の強化を図ります。

2-2-10 発達支援委員会による判定 重対 関連指標 6,13

そだちチューターやあしすと心理士等が「気になる子」を発見した後、保育園等からの申請により、発達支援委員会で、専門医による診断、心理士の行動観察をもとに発達支援児の判定を行います。発達支援児と認定された幼児については、関係機関と連携を図り、早期療育につなげていきます。

《参考》2-2-7 食育の推進事業

「あだちベジタベライフ ～そだ、野菜を食べよう～」

* 野菜から食べる食習慣を身につけ実践するために… *

野菜大好きあだちの子どもを育てる取組

H27年11月作成

庁内栄養士ネットワーク連絡会

	種をまく		芽がでる			育つ(成長する)			収穫(広げる)		
	乳児	幼児	学齢期			思春期		青年期	若年期		
	1・2歳児		3～5歳児		低学年	中学年	高学年	中学生	高校生	大学生	産前期
ねらい	野菜から食べることができるようになるため まずは野菜を好きになる基礎づくり		野菜についての知識をもつ			野菜がからだにとって必要なものであることを 簡単に理解する		野菜がからだにとって必要なものであることの 理解を深める		野菜がからだにとって必要であることを理解し、 次の世代にも継承する	
目標	いろいろな野菜の味を体験し、習得する 野菜を食べることで楽しむ		いろいろな野菜の味を体験し、習得する 野菜がからだにとって必要な食べ物であることを簡単に理解する(赤・黄・緑に分類できる) 野菜についての知識を得る			おいしい給食を通して野菜の味を体験し、習得する 好き嫌いをなく食べる意欲を育てる 赤・黄・緑に分類し、理解する		野菜の必要性を理解する 野菜を摂るメリット・摂らないデメリットを理解する 自分で野菜不足にならないよう食事を選ぶことができる		野菜の必要性を理解する 野菜不足と生活習慣病との関係を理解する 自分で野菜を調理して食べられる	
取組み(例)	・保育参観時に離乳食の量を見る、味見をする ・離乳食レシピ配布 ・献立予定表に野菜の知識掲載		・野菜栽培収穫体験 ・「食育・野菜の日」 ・「もりもり給食ウィーク」の実施 ・野菜レシピ配布、ホームページ掲載 ・保護者給食体験時に適量、味付け等を伝え、家庭の食生活改善を図る			小・中学校 合同取組 ・「野菜の日」給食の実施：野菜の旬や栄養について知る。 家庭用レシピを給食だよりに掲載する。 ・給食だより、給食放送：児童・生徒に野菜に関する知識を啓発する ・給食で地産産物を積極的に活用する(JA協賛による小松菜給食を含む) ・給食メニューコンクールの実施 その年のテーマに沿ってメニューを考え、優秀作品は全校で給食に取り入れる ・給食の野菜量の確保：充足率を満たしていない学校に、摂取量の向上を働きかける		・健康教室の実施(保健師・栄養士・歯科衛生士連携) 野菜の機能、体内での働きなどを伝える 糖尿病についての知識を深め、糖尿病予防のために野菜を食べる食事方法を伝える ・若い人が利用しやすいあだち食の健康応援店(ファミ・ポド)で、ベジファーストや朝食に野菜を食べることを啓発 ・野菜が食べやすい環境づくりとして、野菜販売の店やベジ・ファストにて、野菜販売の店やベジ・ファストにて提供の店等々、あだちベジタベライフ協力店として登録		・献立予定表に「赤・黄・緑」に分類し、使用食材を記載 ・保育参観、保護者体験給食時等に保育園栄養士が野菜の必要性や簡単野菜レシピ等を紹介 ・ふれあいキッズディーで野菜の必要性啓発及び野菜料理レシピ紹介 ・小・中学校の給食だより等で足立区の実態、野菜-食物繊維の重要性、保護者の食事量、野菜量等の目安、野菜レシピ等を掲載する ・保護者会・試食会等でフリーレット等を利用して学校栄養士が保護者へ生活習慣病予防の一環として野菜に関する知識を伝える	
所管	子ども子育て施設課(好き嫌いをなく食べられる食習慣づくり)		子ども子育て施設課(好き嫌いをなく食べられる食習慣づくり)			学務課(学力向上を支える食習慣づくり)					
	保健所(健康を意欲した望ましい食習慣づくり)										

<p>【施策3】若年者に対する就労支援</p>	<p>【ライフステージ】 高校・大学/就労</p>
<p>学校との関係が希薄となった高校中途退学者、高校を卒業したものの無業や不安定就労にある者、青年期・成人期の発達障がい者などの若年者に対し、学び直しや就労を支援することで、社会的な自立を促します。</p>	
<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">中卒者、高校中途退学者、高卒者で進路未決定の若者</p>	
<p>【フロー図補足説明】 中学校や高校卒業後、または高校を中途退学して、学校との関係が希薄となっている進路未決定の若者に対し、就労支援などを行います。</p>	

主 要 事 業

【重点化の視点】 高卒及び高校中途退学者の早期就労支援に取り組みます

重 重点事業 **新** 新規事業（数字は年度） **¥** 経済的状况で対象絞り **対** 経済的状况以外で対象絞り

【2-3-1】あだち若者サポートステーション	重
【2-3-2】セーフティネットあだち	重
【2-3-3】マンスリー就職面接会・事前セミナー事業	重
【2-3-4】発達障がい青年期・成人期支援（区内大学との連携）	新 27
【2-3-5】発達障がい青年期・成人期支援（就労や日中活動系サービスにつながらない青年期支援）	

事業概要

2-3-1 あだち若者サポートステーション **重** 関連指標 11,12

中卒者や高校中途退学者を含む若者が将来、経済的に自立できるように、カウンセリングやセミナーなどの様々な支援を行い、就労に結びつけます。

また、「日暮里わかものハローワーク」などとの連携を強化し、個々の若者の状況に応じた支援を促進します。

2-3-2 セーフティネットあだち **重** 関連指標 11,12

ニートやひきこもりなど社会との関係が希薄となっている状況に悩む若者とその家族からの相談に応じながら、自立へのステップアップを目指します。

2-3-3 マンスリー就職面接会・事前セミナー事業 **重** 関連指標 11,12

ハローワーク足立、荒川区との協働で、気軽に様々な企業の方と話ができる就職面接会を実施しています。また、面接会開催前に、面接の受け方や履歴書の書き方等の就職スキル向上を目的としたセミナーを実施し、セットで活用することで、就職決定率増を目指します。

2-3-4 発達障がい青年期・成人期支援（区内大学との連携） **新** 27 関連指標 11,12

東京電機大学と連携し、学生及び日常的に学生のサポートにあたる教職員が、発達障がいに対する正しい理解と対応方法を習得することを支援します。それにより、本人の学校生活における対人関係を円滑にし、学業や就職活動につなげます。

また、ノウハウを構築するにあたり、状況に応じて都の発達障害者支援センターとも連携を図り、そのスキームを区内他大学でも活用していきます。

2-3-5 発達障がい青年期・成人期支援（就労や日中活動系サービスにつながらない青年期支援） **重** 関連指標 11,12

発達障がいのある若者に対し、対人関係やコミュニケーション、生活リズム等を整え、就労や作業所等へ通えるよう支援していく仕組みを構築していきます。

特に、知的な遅れを伴わない発達障がい者（疑いを含む）に対する相談支援のスキームを検討していきます。



主 要 事 業

【重点化の視点】 ひとり親世帯の支援に取り組みます

重 重点事業 **新** 新規事業（数字は年度） **¥** 経済的状況で対象絞り **対** 経済的状況以外で対象絞り

【2-4-1】ひとり親家庭に対する就業支援	重 新 27 対
【2-4-2】ひとり親家庭の交流支援	重 新 27 対
【2-4-3】ひとり親家庭に対する相談事業	重 新 28 対
【2-4-4】メール配信「ひとり親家庭向けの情報」	新 27 対
【2-4-5】各種給付制度	¥ 対
【2-4-6】生活保護費給付事業	¥
【2-4-7】各種貸付制度	¥ 対
【2-4-8】各種医療助成制度	¥ 対
【2-4-9】母子生活支援施設の運営	対
【2-4-10】発達障がい児・者のペアレントメンター育成支援	新 27 対

事業概要

2-4-1 ひとり親家庭に対する就業支援 重 新 27 ¥ 関連指標 22,23,24

高等職業訓練促進給付金 重 ¥

看護師等の国家資格取得を目指して養成機関で修業するひとり親の生活安定を図るために、促進給付金（1か月あたり住民税非課税世帯10万円、住民税課税世帯7万5千円）を支給します。区独自事業として支給期間を延長し、国の支給期間と併せて、通算最長4年間支給します。また、養成機関を修了したときに、修了支援給付金（修了時住民税非課税世帯5万円、住民税課税世帯2万5千円）を支給します。

自立支援教育訓練給付金 重 ¥

就職に有利な資格や技能を修得するために、区の指定を受けた講座を受講したとき、教育訓練給付金【受講費用（入学金・受講料・教科書教材費等）の全額、上限30万円】を支給します。

高校卒業程度認定試験合格支援事業 重 新 27 ¥

就職や好条件な転職等につなげ、受給者の経済的自立を図るため、ひとり親家庭の親の学び直しを支援します。高卒認定試験講座（通信を含む）受講費用を修了時に3割及び合格時に7割（合計で上限30万円）を支給します。

自立支援プログラム策定事業 重 ¥

児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施したうえ、利用者の生活状況、就業希望を把握し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定したうえで、ハローワークとの協力体制により就労を支援し、経済的安定につなげます。

プログラム策定後も状況を継続的にフォローすることで自立促進を図ります。

2-4-2 ひとり親家庭の交流支援 重新²⁷対 関連指標 15,16,17,22,23

ひとり親家庭に対して、親子が一緒に楽しめる文化的活動やひとり親同士の交流などの機会を提供し、支援していきます。

啓発講座「ひとり親家庭の親子で楽しむ団樂（だんらん）食作り」 重新²⁷対

ひとり親が気兼ねなく参加できるように、対象者を母子家庭、父子家庭各々に限定し、自らの力で健康的な食事作りを行うことで、親子の心に自信や自尊の芽を育てる機会とします。

ひとり親家庭サロン 重新²⁸対

ひとり親同士が、就業、生活、子育て等についての悩み相談や情報交換を通して、仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢を築くことで、ひとり親の孤独感やストレスの解消、虐待防止など子どもの生活環境の改善を図ります。

2-4-3 ひとり親家庭に対する相談事業 重新²⁸対 関連指標 15,16,17,22,23

ひとり親家庭からの相談 重新²⁸対

「ひとり親家庭支援員」が、ひとり親家庭の課題やニーズを把握し、的確な対応を行うとともに、必要に応じた支援を行うため、関係機関への連携等を行います。

母子・父子自立支援員等の活動事業 重対

ひとり親家庭の抱えている、経済上の問題、職業能力の向上及び就業についての相談指導、その他生活相談とその自立に必要な相談・支援を行います。

2-4-4 メール配信「ひとり親家庭向けの情報」 新²⁷対 関連指標 15,16,22,23

各種手当の案内、就転職支援、親子で楽しめるおすすめイベントなど、ひとり親家庭の方々を対象とする様々な情報をタイムリーにメール配信します。

2-4-5 各種給付制度 ¥ 対 関連指標 24

児童手当 対

区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。

児童扶養手当 ¥

離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障がいの程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。

児童育成手当 ¥

離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障がいにある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。

2-4-6 生活保護費給付事業 ¥ 関連指標 2,4,8,10,12,21

生活が困窮する方に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長していきます（子どもの貧困対策に関する方針について、55頁に掲載）。

2-4-7 各種貸付制度 ¥ 対 関連指標 7,8,22,23,24

母子福祉資金・父子福祉資金貸付【東京都事業】 対

ひとり親家庭で、20歳未満の子どもを扶養している方を対象に、転宅、技能習得、生活、修学、就学支度等の各種資金を無利子または低利で貸し付けます。

応急小口資金貸付【区独自事業】 対

災害、疾病等により応急に必要とする費用の調達が困難な区民に対して、資金を

貸し付けることにより、区民生活の安定と福祉の向上を図ります。

生活福祉資金貸付事業【社会福祉協議会事業】 対

所得の低い世帯などに対し、生活福祉資金(教育支援資金)、緊急小口資金等の貸付を行い、当該世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。

2-4-8 各種医療助成制度 対 **関連指標 15,19,24**

子ども医療費助成 対

子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費のうち、保険診療の自己負担分(但し、入院時の食事療養標準負担額を除く)を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。

ひとり親家庭等医療費助成 対

ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、本人負担分の医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ります。世帯の課税状況により、本人負担分の医療費の全部、又は一部を助成します。

小児慢性特定疾患の医療費助成【東京都事業】 対

小児慢性特定疾患として指定された疾病の治療を受けられる方に医療費等の助成を行います。

小児精神障害者入院医療費助成【東京都事業】 対

精神疾患(てんかん及び精神発達遅滞のみ)の場合には対象外)のため精神科病床で入院している18歳未満の方に医療費の助成を行います。

2-4-9 母子生活支援施設の運営 対 **関連指標 15,16,17,24**

母子家庭で、生活上の様々な問題のために、子どもの養育が十分にできない場合に、母子ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行います。

2-4-10 発達障がい児・者のペアレントメンター育成支援 新²⁷対 **関連指標 6,16,17**

発達障がいのある子どもの育児経験を有する親をメンターとして養成し、現在、発達障がいで悩んでいる親の相談や支援を行います。子どもにとって最も身近な存在である親への理解促進、支え合い等の支援を強化し、発達障がいへの正しい理解と発達障がい児を持つ親の孤立を防ぎます。

《参考》

生活保護費給付事業における子どもの貧困対策に関する方針

足立福祉事務所では、平成27年度運営方針で、子どものいる被保護世帯への支援に重点を移行することを掲げ、福祉事務所実施推進組織内に子どもの貧困対策部会を設置し、学習支援プログラムの効果的な推進等を協議する体制を整備した。

1 これまでの取組み

(1) 高校生のアルバイト収入の積み立て

平成26年度の生活保護法改正により、被保護者である高校生がアルバイト収入を、卒業後の自立更生に充てることを目的に貯蓄することが可能となり、大学、専門学校等への進路の選択の道が開かれるようになった。

(2) 学習環境整備支援

福祉事務所では、「学習支援プログラム」を策定し、自立促進事業として「学習環境整備支援」を行ってきた。学力に不安のある者やひきこもり傾向がある者を対象に、学習支援を実施し、学習習慣の定着を図るものである。あわせて、通塾意思のある世帯へは、学習塾費用を補助し、高校進学等を支援している。

(3) 生活保護被保護者自立支援プログラム事業

緊急一時保育料、認証・認定保育所等入園料・保育料、生活支援サービス年会費・ヘルパー等派遣費用を支給し、親の就労環境を整備している。

2 平成27年度からの取組み

(1) 夏休み中の子ども本人との面接

これまで、子どものいる被保護世帯においては、訪問調査時に子どもと面接する機会が少なく、生活状況は主に世帯主などから聴き取ることが多かった。高校受験対策や不登校などへの早期介入のため、例年9月に実施していた就学状況及び通塾調査を7月に前倒しし、調査結果を参考に夏休み中の子ども本人と福祉事務所ケースワーカーの面接を実施した。

(2) 居場所を兼ねた学習支援事業への参加

生活支援課の委託事業である「居場所を兼ねた学習支援事業」の参加費用(交通費等)を支給する。

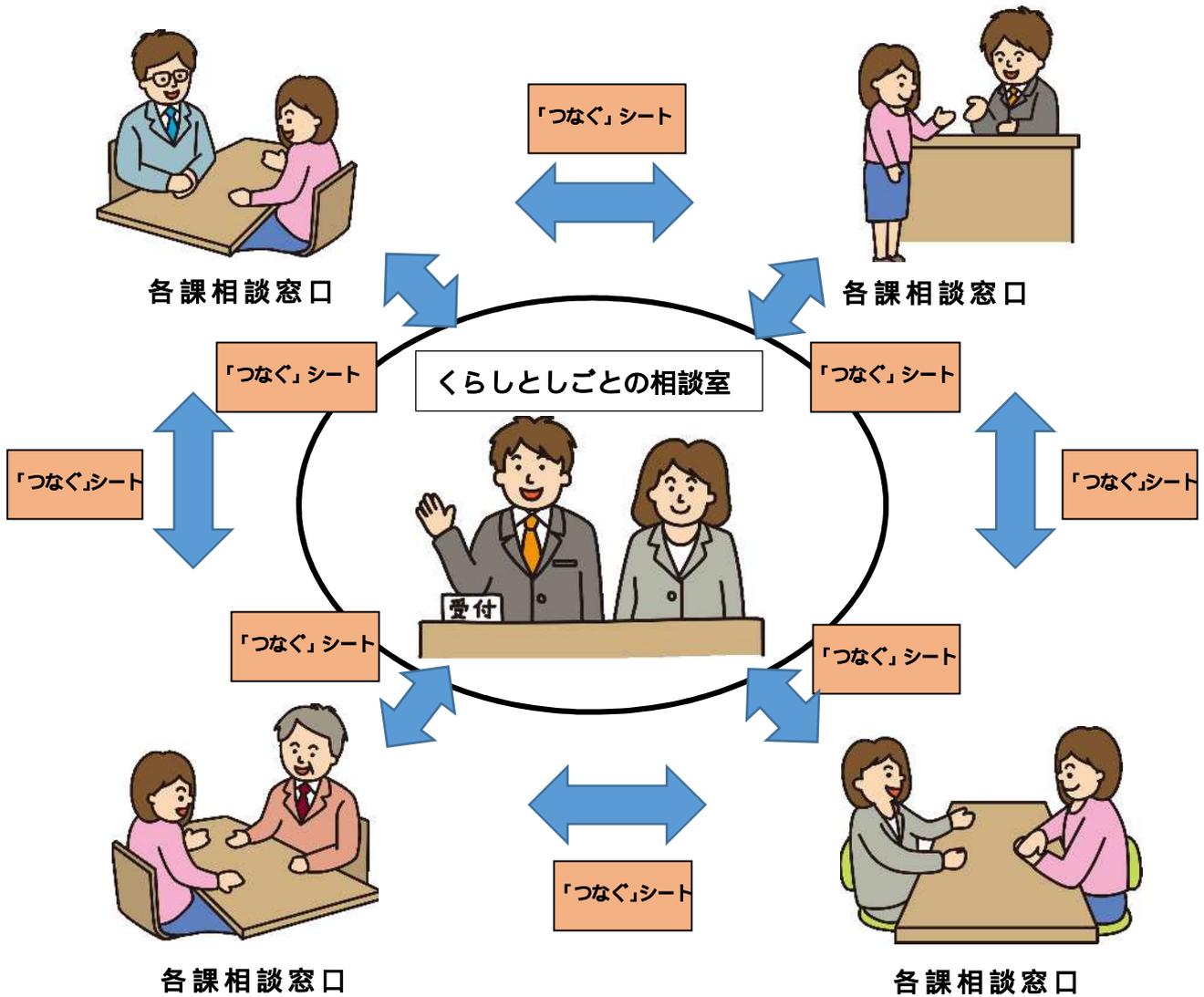
3 今後の取組み

区内でも広がりつつある、各種団体等の実施する、学習支援や居場所支援などの様々な社会資源を効果的に活用する。また、対象世帯の子どもの生活状況の把握(アウトリーチ)に努めつつ、引き続き民生・児童委員や学校、こども支援センターげんき等の関係機関との連携により、生活保護世帯の子どもの健全育成に取り組む。生活保護制度を単なる救貧施策として活用するのみでなく、貧困の連鎖を断ち、子どもの貧困対策として有効に活用していく。

柱立て 3 推進体制の構築

【3-1】相談事業の連携強化

「つなぐ」シートを活用し、キャッチした情報を相互につなぐ



【フロー図補足説明】

子どもの貧困の問題は、多面的・複合的な面を持っています。このため、個別ケースに応じて、各相談窓口となる所管同士が連携して対応しなければなりません。

経済的問題のほか、仕事、家庭、健康など、寄せられた様々な相談に関する情報を、「つなぐ」シートを活用した相談窓口の相互連携で、それらを必要とする方に確実に届けます。特に初回の窓口では、直接の相談内容に対する対応にとどまらず、その背景にある問題の有無など、丁寧な傾聴を心がけます。また、複数の悩みを抱えている相談者には、早期に「つなぐ」シートを作成し、連携先となる関係所管・機関に相談者を案内するなど、早期解決に努めます。

主 要 事 業

重 重点事業 新 新規事業（数字は年度） ¥ 経済的状況で対象絞り 対 経済的状況以外で対象絞り	
【3-1】相談事業の連携強化	重
【3-2】NPO・ボランティア団体、地域団体等の活動支援	
【3-3】国・都等への働きかけ	重
【3-4】各種調査研究 （子どもの健康・生活実態調査・大学等との連携による調査研究など）	重 新 ²⁷
【3-5】子どもの貧困対策の啓発事業（講演会開催など）	
【3-6】進捗状況管理、計画・指標の見直し	

事業概要

3-1 相談事業の連携強化 **重** 関連指標 全指標

経済的問題に限らず、仕事、家庭、健康など、様々な区民からの相談を、一箇所の窓口で留めることなく、必要となるサービスや情報について、それを必要とする区民に着実に届けるため、「つなぐ」シートを活用した相談事業の相互連携によって支援していきます。

3-2 NPO・ボランティア団体、地域団体等の活動支援 関連指標 全指標

地域の関連団体と連携を図るとともに、NPOやボランティア団体の活動を支援するため、げんき応援事業助成金の活用により、子どもの貧困対策に取り組む団体に助成します。

3-3 国・都等への働きかけ **重** 関連指標 全指標

他自治体との意見交換や連携を進めながら、国・都への要望や各種依頼について積極的に対応していきます。また、子どもの貧困対策に貢献したい企業と現場で活動をしているNPO団体等の支援団体とのマッチングを積極的に行うことで連携体制の構築や強化を図り、より効果的で相乗効果を生むような支援活動を進めていきます。

3-4 各種調査研究（子どもの健康・生活実態調査、大学等との連携による調査研究など）

重 新 ²⁷ 関連指標 全指標

子どもの貧困対策を効果的に推進するには、個々の世帯の生活実態を把握する必要があります。社会情勢や社会環境の変化を踏まえながら、「子どもの健康・生活実態調査」をはじめ、ひとり親家庭支援策の調査研究、大学等との連携による調査研究など、多角的な調査を実施し、対策の効果を分析する際や今後の計画・指標見直しにあたり、有効に活用していきます。

また、健康データについては、今後、予防接種や健診など乳幼児期から中学までの一貫した集約を検討していきます。

3-5 子どもの貧困対策の啓発事業（講演会開催など） 関連指標 全指標

子どもの貧困対策について、積極的に情報発信するため、講演会開催をはじめ、啓発活動を実施し、職員のみでなく、地域やNPO、民間企業など幅広く理解と協力を求め、子どもの貧困対策事業を進める機運の醸成と人材づくりを展開していきます。

3-6 進捗状況管理、計画・指標の見直し 関連指標 全指標

(仮)子どもの貧困対策会議（子どもの貧困対策評価委員会）を設置し、学識経験者を含めた関係者ととも、本計画に基づく施策の進捗状況や対策の効果等を検証・評価し、それを踏まえて計画・指標等の見直し、改善を図ります。

《参考》

「つなぐ」シート

～あなたの悩みを安心へ～

「つなぐ」シート

相談申込・受付票

ID	※初回 相談受付日	平成 年 月 日	受付者	
----	--------------	----------	-----	--

■基本情報 ※本情報は必ずご記入ください。

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

氏名欄	
ふりがな	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名	生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
住所	〒 -
電話	自宅 携帯
求職者(注)ご本人以外の場合に記入してください。	氏名 <input type="checkbox"/> ご本人との関係 <input type="checkbox"/> 専属(本人との続柄) <input type="checkbox"/> その他()
	住所
	電話 (自宅) 携帯

■ご相談の内容(お困りのこと)

※ご相談されたい内容に○をおつけください。ご相談されたいことが複数の場合は、全て○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

仕事探し、就職について	収入・生活費のこと	仕事上の不安やトラブル
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
資金の貸付について	住まいについて	病気や健康に関すること
こころの問題に関すること	食べるものがない	家計全般に関すること
介護に関すること	子育てに関すること	ひきこもり・不登校
家族関係・人間関係	地域との関係について	DV・虐待について
その他()		

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

相談が必要と 思われる部署

<input type="checkbox"/> 仕事 ()	<input type="checkbox"/> 多量債務 ()	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ()
<input type="checkbox"/> 介護 ()	<input type="checkbox"/> 子育て ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

▶

紹介先	予約日時	課 係 担当者	同行 有・無
①		住所	電話番号

相談受付日 月 日 () 部署名 担当者

相談演の部署 仕事 () 多量債務 () 生活 ()

介護 () 子育て () その他 ()

<今日の対応>

当該の継続相談 有・無

(生活支援課受付日 年 月 日)

相談が必要と 思われる部署

<input type="checkbox"/> 仕事 ()	<input type="checkbox"/> 多量債務 ()	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ()
<input type="checkbox"/> 介護 ()	<input type="checkbox"/> 子育て ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

▶

紹介先	予約日時	課 係 担当者	同行 有・無
②		住所	電話番号

相談受付日 月 日 () 部署名 担当者

相談演の部署 仕事 () 多量債務 () 生活 ()

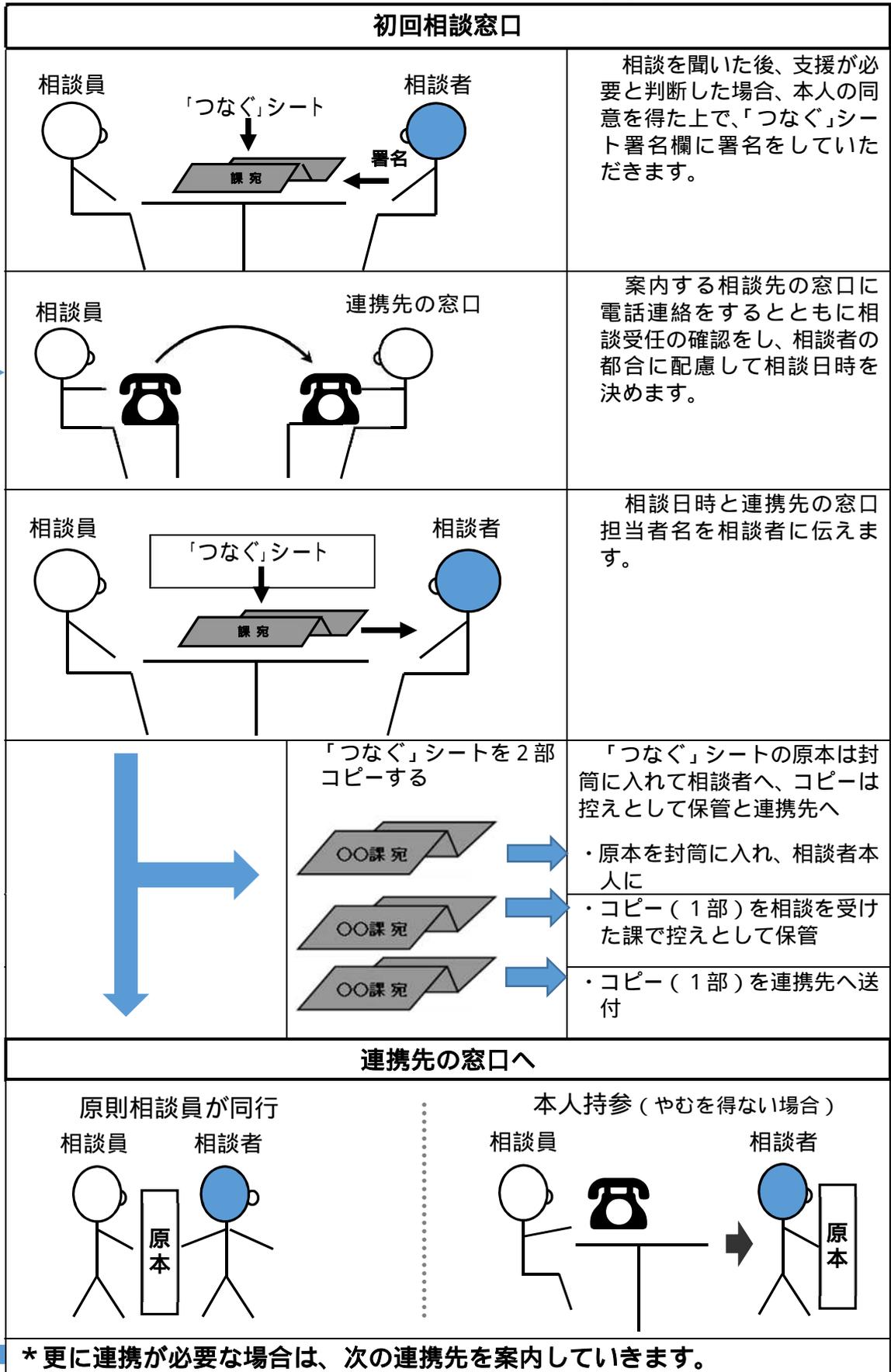
介護 () 子育て () その他 ()

<今日の対応>

当該の継続相談 有・無

(生活支援課受付日 年 月 日)

「つなぐ」シートのフロー図



4 ライフステージ別 主要事業一覧表

乳幼児		就学前		小・中学校	
2-1-1	妊産婦支援の充実ASMAP			1-1-1	基礎的・基本的な学力の定着に向けた事業
2-1-2	こんにちは赤ちゃん訪問ASMAP			1-1-2	学力向上のための講師配置事業
2-1-3	乳幼児健康診査ASMAP			1-1-3	足立はばたき塾、土曜塾
2-1-4	養育支援訪問（養育困難改善事業）			1-1-4	学力・体力状況調査
2-1-5	きかせて子育て訪問事業（養育困難改善事業）			1-1-5	日本語適応指導講師の派遣
2-1-6	あだち・ほっとほむ事業			1-1-6	学校図書館支援員の配置
2-1-7	こどもショートステイ事業			1-1-7	学習支援ボランティア事業
2-1-8	あだち子育て応援隊事業			1-1-8	教員の授業力向上事業
2-1-9	児童虐待防止啓発事業			1-1-9	自然教室事業
2-1-10	児童虐待緊急対応事業			1-1-10	大学連携による体験事業
2-1-11	要保護児童対策地域協議会の開催			1-2-1	教育相談事業
2-1-12	あだちはじめてえほん			1-2-2	スクールカウンセラー派遣事業
2-1-13	子育てサロン			1-2-3	スクールソーシャルワーカー活用事業
2-1-14	幼稚園、保育園への就園奨励事業			1-2-4	登校サポーター派遣事業
2-1-15	入院助産費給付事業			1-2-5	適応指導教室（チャレンジ学級）
2-1-16	保育施設整備事業			1-2-6	小学校要保護・準要保護児童就学援助事業 中学校要保護・準要保護生徒就学援助事業
2-2-1	歯科健診の強化				
2-2-2	歯科保健活動事業				
		2-2-3	5歳児プログラム	1-2-7	小学校特別支援学級児童就学奨励事業 中学校特別支援学級生徒就学奨励事業
		2-2-4	幼保小連携による交流活動	1-2-8	育英資金貸付事業
		2-2-5	運動遊びによる体力づくり	1-2-9	私立高等学校等入学資金融資あっせん事業
2-2-6	生活リズム定着を推進するための事業「早寝・早起き・朝ごはん」			1-2-10	その他の奨学金制度の周知
2-2-7	食育の推進事業				
2-2-8	そだちチューター			1-2-11	学習環境整備支援（塾代支援）
2-2-9	あしすと心理士等による巡回指導・発達相談			1-3-1	居場所を兼ねた学習支援
2-2-10	発達支援委員会による判定			1-3-2	区施設等を利用した子どもの居場所づくり
				1-3-3	子どもの学習支援や居場所づくりに取り組むNPO・ボランティア団体等の支援
				1-3-4	地域で活動する団体の学習支援の場の紹介
				1-3-5	学童保育室運営事業
				1-3-6	児童館運営事業
				1-3-7	放課後子ども教室推進事業
				1-4-1	キャリア教育推進事業

高校・大学		就労		子育て	
1-3-2	区施設等を利用した子どもの居場所づくり	2-3-1	あだち若者サポートステーション	2-4-1	ひとり親家庭に対する就業支援
1-4-2	高校生キャリア教育	2-3-2	セーフティネットあだち	2-4-2	ひとり親家庭に対する交流支援
1-4-3	高校中途退学予防	2-3-3	マンスリー就職面接会・事前セミナー事業	2-4-3	ひとり親家庭に対する相談事業
1-4-4	学校運営連絡協議会への参加	2-3-4	発達障がい青年期・成人期支援（区内大学との連携）	2-4-4	メール配信「ひとり親家庭向けの情報」
1-4-5	高校教諭向け区内企業見学会	2-3-5	発達障がい青年期・成人期支援（就労や日中活動系サービスにつながらない青年期支援）	2-4-5	各種給付制度
1-4-6	高校生向け合同企業説明会・合同企業面接会			2-4-6	生活保護費給付事業
1-4-7	高校中途退学者・卒業後進路未決定者向け支援案内の配布			2-4-7	各種貸付制度
2-3-1	あだち若者サポートステーション			2-4-8	各種医療助成制度
2-3-2	セーフティネットあだち			2-4-9	母子生活支援施設の運営
2-3-3	マンスリー就職面接会・事前セミナー事業			2-4-10	発達障がい児・者のペアレントメンター育成支援
2-3-4	発達障がい青年期・成人期支援（区内大学との連携）				
2-3-5	発達障がい青年期・成人期支援（就労や日中活動系サービスにつながらない青年期支援）				

* 「柱立て3 推進体制の構築」は、各ライフステージにわたる事項のため、本表には記載していない。

5 子どもの貧困対策 その他の関連事業

NO	事務事業	部	NO	事務事業	部	
1	生活安全推進事業(ビューティフル・ウィンドウズ運動)[1-1 学力・体験支援]	総務部	21	栄養指導推進事業[2-1 親子に対する養育支援、2-2 幼児に対する養育支援]	衛生部	
2	協働パートナー基金積立金[3-2NPO・ボランティア団体、地域団体等の活動支援]	地域のちから推進部	22	歯科保健活動事業[2-1 親子に対する養育支援、2-2 幼児に対する養育支援]		
3	指定管理者管理運営事務[1-3 子どもの居場所づくり]		23	健康あだち2 1 推進事業[2-1 親子に対する養育支援、2-2 幼児に対する養育支援、2-4 保護者に対する生活支援]		
4	郷土博物館管理運営事業[1-1 学力・体験支援]		24	若年者の健康づくり事業[2-4 保護者に対する生活支援]		
5	伊興遺跡公園管理運営事業[1-1 学力・体験支援]		25	環境学習推進事業[1-1 学力・体験支援]		環境部
6	中央図書館管理事務[1-3 子どもの居場所づくり]		26	拠点公園の運営管理委託事業[1-1 学力・体験支援、1-3 子どもの居場所づくり]		都市建設部
7	学校図書館支援事業[1-1 学力・体験支援]		27	区営住宅管理事務[2-4 保護者に対する生活支援]		
8	農地の維持・整備事業(農業体験)[1-1 学力・体験支援]		28	区営住宅改修事務[2-4 保護者に対する生活支援]		
9	難病患者福祉手当の支給事業[2-4 保護者に対する生活支援]	29	住宅計画策定事務(公共住宅の建替え等)[1-3 子どもの居場所づくり、2-4 保護者に対する生活支援]			
10	心身障がい者(児)医療費等助成事業[2-2 幼児に対する養育支援、2-4 保護者に対する生活支援]	30	住宅施策推進事務(住まいに関する相談体制の充実等)[2-4 保護者に対する生活支援]			
11	心身障がい者福祉手当の支給事業[2-4 保護者に対する生活支援]	福祉部	31	学校の指導事務(指導主事による学校指導訪問)[1-1 学力・体験支援]	学校教育部	
12	在宅重度心身障がい者福祉手当の支給事業[2-4 保護者に対する生活支援]	32	学校図書充実事業[1-1 学力・体験支援]			
13	障がい者自立支援給付費支給事業[2-4 保護者に対する生活支援]	33	小学校保健指導事業[1-2 学びの環境支援]			
14	発達障がい児(者)支援事業[2-2 幼児に対する養育支援]	34	小学校健康管理事業[1-2 学びの環境支援]			
15	低所得者・離職者対策事業[2-4 保護者に対する生活支援]	35	中学校保健指導事業[1-2 学びの環境支援]			
16	予防接種事業[2-1 親子に対する養育支援]	衛生部	36	中学校健康管理事業[1-2 学びの環境支援]	子ども家庭部	
17	障がい児歯科診療事業[2-2 幼児に対する養育支援]		37	こども未来創造館管理運営事務[1-1 学力・体験支援、1-3 子どもの居場所づくり]		
18	平日夜間小児初期救急診療事業[2-1 親子に対する養育支援、2-2 幼児に対する養育支援]		38	子育て支援推進事業(子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進)[2-2 幼児に対する養育支援]		
19	育成医療事業[2-1 親子に対する養育支援、2-2 幼児に対する養育支援]		39	外国人児童、生徒保護者負担軽減事務[1-2 学びの環境支援]		
20	歯周病予防事業[2-2 幼児に対する養育支援]		40	特別支援教育事業[1-1 学力・体験支援]		

資料編

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 基本的施策(第八条 第十四条)

第三章 子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

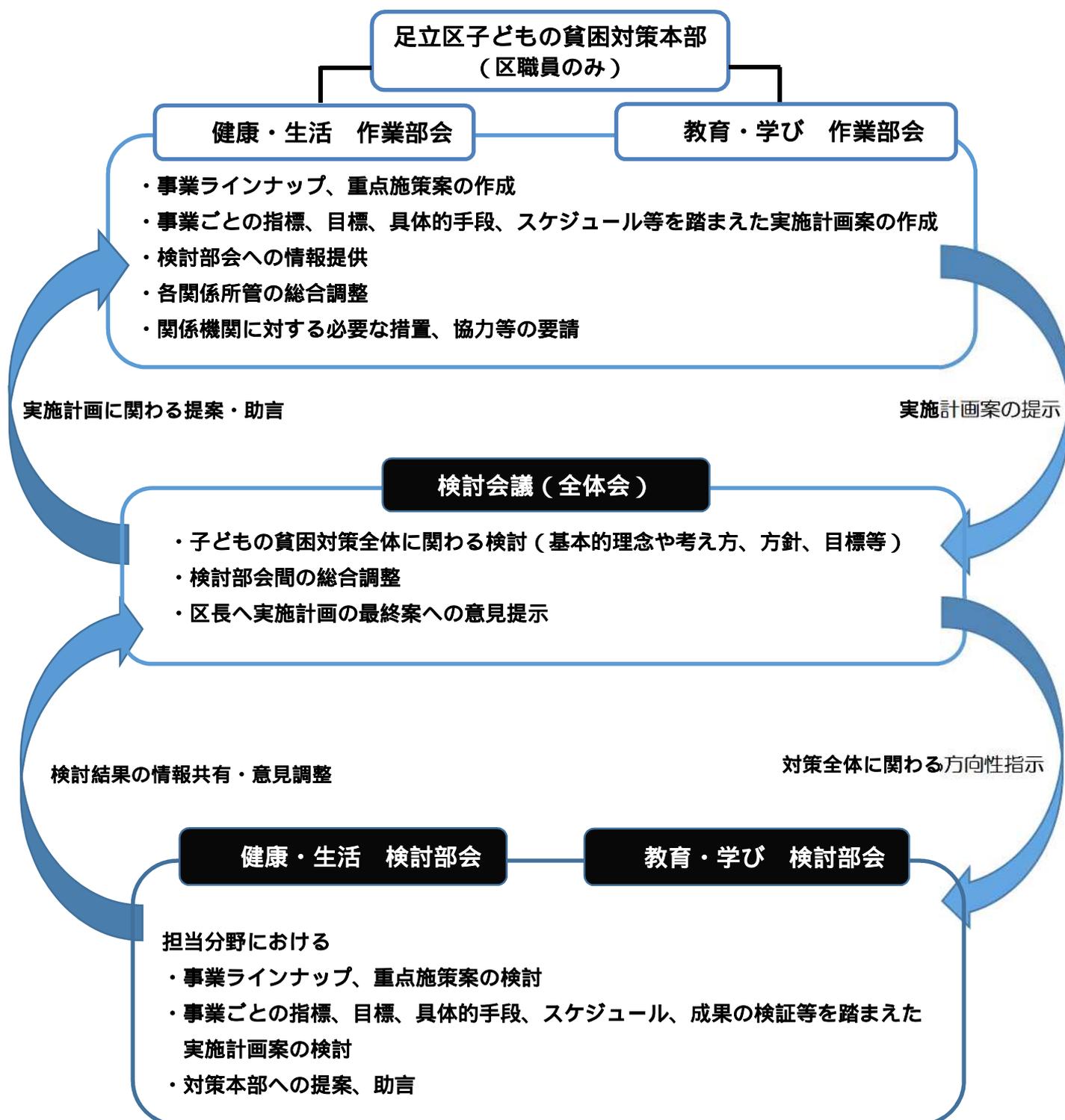
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子どもの貧困対策本部・検討部会体制図



3 招へい学識経験者プロフィール

(1) 子どもの貧困対策検討会議 招へい学識経験者一覧

会議名	氏名	役職
全体会	宮本 みち子	放送大学 教養学部 教授 / 千葉大学 名誉教授
	志水 宏吉	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授
教育・学び部会	市川 伸一	東京大学大学院 教育学研究科 教授
	山田 哲也	一橋大学大学院 社会学研究科 准教授
健康・生活部会	阿部 彩	首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 教授
	藤原 武男	国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部 部長

(2) 招へい学識経験者プロフィール

宮本 みち子氏 【放送大学教養学部 教授（放送大学副学長）/千葉大学名誉教授】
 《略歴》千葉大学教授を経て、現職。社会学博士。専門は若者の社会学、家族社会学、社会政策。著書に、『すべての若者が生きられる未来を』（2015 岩波書店）『下層化する女性たち 労働と家庭からの排除と貧困』（2015 勁草書房）『若者が無縁化する』（2012 ちくま新書）『若者が《社会的弱者》に転落する』（2002 洋泉社）他多数。労働政策審議会委員、社会保障審議会委員などを歴任。平成 26 年 4 月～国ノ子どもの貧困対策検討会議座長を務める。

志水 宏吉氏 【大阪大学大学院 人間科学研究科 教授】
 《略歴》大阪大学大学院人間科学研究科教授。教育学博士（東京大学教育学研究科）。専門は、教育社会学・学校臨床学。1991-93 英国ウォーリック大学客員研究員。著書に、『学力格差是正策の国際比較』（共著、2015）、『学力政策の比較社会学【国内編】』（2012）、『公立学校の底力』（2008）、『学力を育てる』（2005）

市川 伸一氏 【東京大学大学院 教育学研究科 教授】
 《略歴》東京大学文学部卒業。文学博士。埼玉大学助教授、東京工業大学助教授、東京大学助教授を経て、現在、東京大学大学院教育学研究科教授、中央教育審議会教育課程部会副部会長。日本教育心理学会理事長、日本心理学諸学会連合理事長などを歴任。専攻は、教育心理学、認知心理学。認知理論に基づく個別学習相談（認知カウンセリング）や、授業実践（教えて考えさせる授業）に関わっている。著書に、『考えることの科学』（中公新書）『勉強法が変わる本 - 心理学からのアドバイス -』（岩波ジュニア新書）『学ぶ意欲の心理学』（PHP新書）『学力低下論争』（ちくま新書）『学ぶ意欲とスキルを育てる いま求められる学力向上策』（小学館）『「教えて考えさせる授業」を創る』（編著、教育出版）『「教えて考えさせる授業」の挑戦』（明治図書）『勉強法の科学 - 心理学から学習を探る -』など

山田 哲也氏 【一橋大学大学院 社会学研究科 准教授】

《略歴》琉球大学教育学部卒。一橋大学大学院社会学研究科修士課程修了。同科博士課程。宮城教育大学教育学部講師、同准教授、大阪大学大学院人間科学研究科准教授、一橋大学大学院社会学研究科准教授。専門分野は、教育問題の社会学（特に不登校論）、教育改革の社会学。著書に、「学力と学校を問い直す」（2014 かもがわ出版）、「格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難」（2014 旬報社）、「教育格差の社会学」（2014 有斐閣）、「新版 教育社会学を学ぶ人のために」（2013 世界思想社）、「ペタゴジーの社会学」（2013 学文社）、「学力政策の比較社会学『国際編』」「同『国内編』」（2012 明石書店）、その他多数あり。

阿部 彩氏 【首都大学東京 都市教養学部人文・社会系 教授】

《略歴》マサチューセッツ工科大学卒。タフツ大学フレッチャー外交法律大学院修士・博士号取得。国際連合、海外経済協力基金を経て、1999年より国立社会保障・人口問題研究所に勤務。2015年より現職。専門は、貧困、社会的排除、社会保障、生活保護。社会保障審議会生活保護基準部会委員（2011～）、男女共同参画会議環境・影響評価委員会（2009～2011）など。著書に、『子どもの貧困 日本不公平を考える』（2008 岩波書店）、『弱者の居場所がない社会』（2011 講談社）、『子どもの貧困 - 解決策を考える』（2014 岩波書店）、『生活保護の経済分析』（2008 共著、東京大学出版会）にて日経経済図書文化賞受賞。

藤原 武男氏 【国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部 部長】

《略歴》2000年 東京医科歯科大学医学部卒。2004年 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科博士課程修了（医学博士）。2006年 ハーバード公衆衛生大学院修了（公衆衛生学修士）。プリティッシュ・コロンビア大学医学部小児科博士研究員、国立保健医療科学院生涯保健部行動科学室長を経て現職。2011年より 三重大学大学院医学系研究科連携教授（成育社会医学分野）兼任。専門は疫学、子ども虐待、ソーシャルキャピタル。日本公衆衛生学会、日本小児科学会、日本子ども虐待防止学会、国際子ども虐待防止学会所属。著書に、「子どもをとりまく環境と食生活」（共著）、「ソーシャル・キャピタルと健康政策」（共著）、「社会と健康」（共著）など。

4 子どもの貧困対策本部・検討会議 スケジュール

《平成26年度》

平成26年8月25日	足立区子どもの貧困対策本部設置
平成26年9月8日	第1回足立区子どもの貧困対策本部
平成26年10月8日	第2回足立区子どもの貧困対策本部
平成26年10月24日	第3回足立区子どもの貧困対策本部
平成26年11月21日	第4回足立区子どもの貧困対策本部
平成27年2月2日	シンポジウム「子どもの貧困にどう向き合うか」

《平成27年度》

平成27年4月22日	第1回足立区子どもの貧困対策本部
平成27年4月30日	第1回足立区子どもの貧困対策検討会議 全体会
平成27年5月15日	第1回足立区子どもの貧困対策本部 教育・学び作業部会
平成27年5月15日	第1回足立区子どもの貧困対策本部 健康・生活作業部会
平成27年5月27日	第1回足立区子どもの貧困対策検討会議 健康・生活部会
平成27年5月29日	第1回足立区子どもの貧困対策検討会議 教育・学び部会
平成27年6月15日	第2回足立区子どもの貧困対策本部 教育・学び作業部会
平成27年6月15日	第2回足立区子どもの貧困対策本部 健康・生活作業部会
平成27年7月1日	第2回足立区子どもの貧困対策検討会議 健康・生活部会
平成27年7月2日	第2回足立区子どもの貧困対策検討会議 教育・学び部会
平成27年7月7日	第2回足立区子どもの貧困対策本部
平成27年7月10日	第2回足立区子どもの貧困対策検討会議 全体会
平成27年7月15日	第3回足立区子どもの貧困対策本部 健康・生活作業部会
平成27年7月16日	第3回足立区子どもの貧困対策本部 教育・学び作業部会
平成27年7月24日	第3回足立区子どもの貧困対策検討会議 教育・学び部会
平成27年7月24日	第3回足立区子どもの貧困対策検討会議 健康・生活部会
平成27年8月20日	第4回足立区子どもの貧困対策本部 教育・学び作業部会
平成27年8月21日	第4回足立区子どもの貧困対策本部 健康・生活作業部会
平成27年8月28日	第4回足立区子どもの貧困対策検討会議 健康・生活部会
平成27年8月31日	第4回足立区子どもの貧困対策検討会議 教育・学び部会
平成27年9月11日	第3回足立区子どもの貧困対策検討会議 全体会
平成27年9月30日	第3回足立区子どもの貧困対策本部

未来へつなぐ あだちプロジェクト
(足立区子どもの貧困対策実施計画)

平成28年2月発行

発行 足立区

編集 足立区 子どもの貧困対策担当部

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5717(直)

FAX 03-3880-5610

E-mail k-hinkon@city.adachi.tokyo.jp

